

さいばん、マル―野田事件・青山正さんの再審無罪を求めて 青山正さんを救済する関西市民の会・編

障害者問題資料センターりぼん社

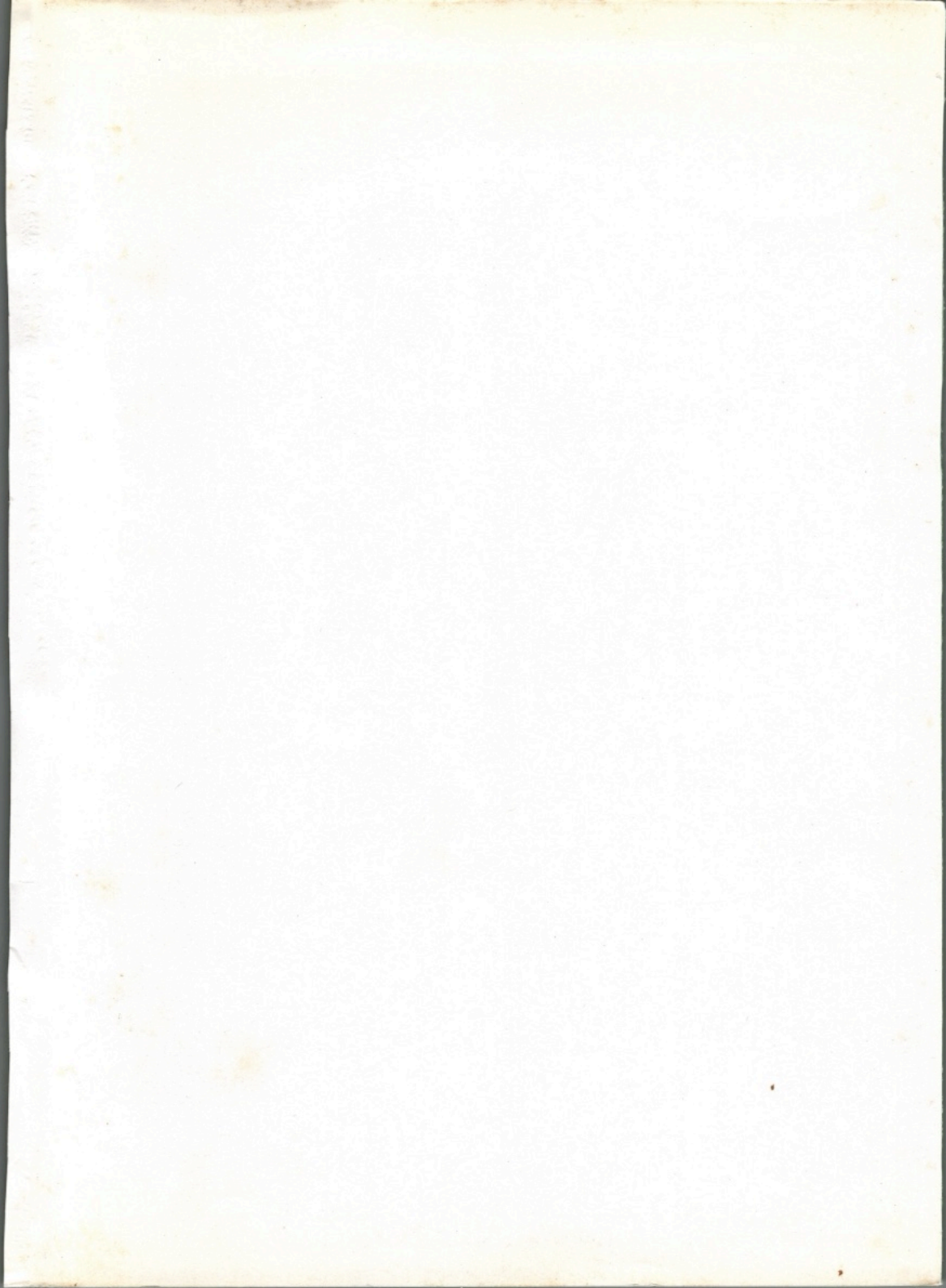
# さいばん、

# マル

野田事件・青山正さんの再審無罪を求めて

青山正さんを救済する  
関西市民の会・編

障害者問題資料センターりぼん社



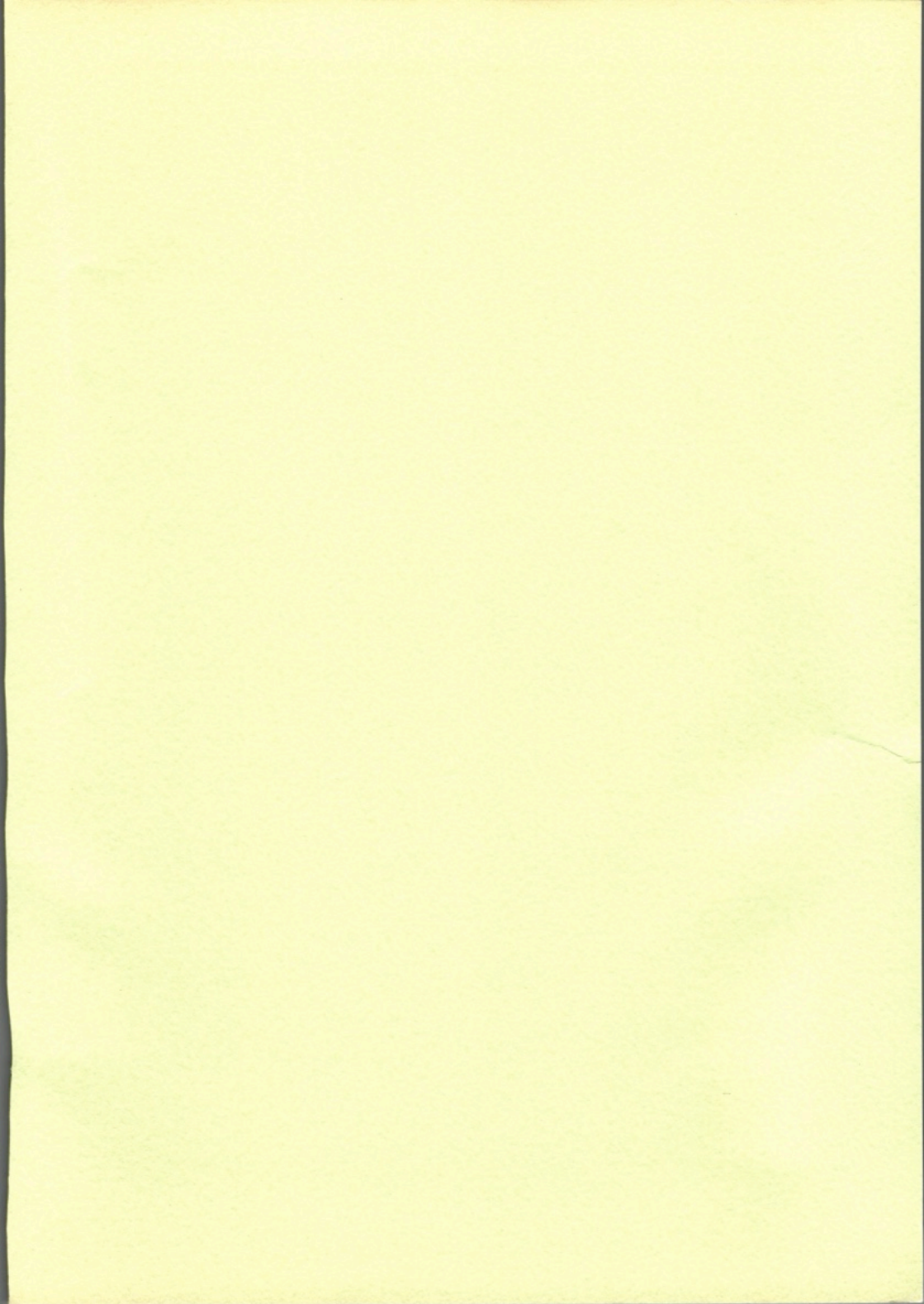


さいばん  
マル

野田事件・青山正さんの再審無罪を求めて

青山正さんを救援する  
関西市民の会・編

障害者問題資料センターりぼん社



野田事件・青山正さんの再審無罪を求めて

さいばん

マル

青山正さんを救援する  
関西市民の会・編

はじめに

..... 4

青山さんと出会う

青山さんにせまる

..... 8

青山正さんを救援する関西市民の会にせまる

..... 12

野田事件と出会う

野田事件とは

..... 22

捜査、報道、そして地域の人々

..... 27

こんな犯罪をするのは知的障害者？

..... 33

青山さんを犯人にする

..... 39

無実を示すモノたち

無罪への道

..... 44

やってないけど「やっちゃった」

..... 49

再現ビデオが語る自白の虚構

..... 56



遺体はふたたび物語る

指紋はなかったのか

ないはずのネーム片が出てきた

60 63 67

野田事件は終わらない……

事件に巻き込まれる障害者たち

障害者と司法

80 86

おわりに

92

**コラム**

青山さんとともだちの輪！

18

救援前夜

30

青山さんの肉声に触れて

59

「偏見」について

76

「おかしい」が「おかしい」とならないおかしさ

91

**資料**

青山正さんの生活史（逮捕まで）

20

野田事件年表

95

はじめに

一九八七年、日本脳性マヒ者協会大阪青い芝の会の会長を退任し、ほっとしていたある春の日、一本の電話が鳴り響きました。それは、畏友K君からでした。おぼろげな記憶をたどると、K君は、あの知的「障害」者が、女の子を殺したという罪で七年以上獄中につながれている、けれども、この事件は知的「障害」者への差別による冤罪事件であると、せつせつと私に語りました。「森さん、一緒に救援活動をやろう。がんばって無罪を勝ち取ろう」と誘われたのでした。

大阪青い芝の会や、また私自身の最大の課題である、知的「障害」者とどう向き合うか、自分自身の差別性をどう克服していくのか、現在も日々、葛藤しています。

私が、「障害」者解放運動に関わり始めた一九七四年ごろ、私の家から五〇〇メートルも離れていないところに、ある一人の重度重複の女性「障害」者が暮らしていました。彼女は、ほかの多くの「障害」者と同じように、日々、家の中に閉じこもり、家族とだけ顔を合わすような生活をしていました。いや、家の中に閉じ込められていたと言った方がいいかもしれません。私たちは、何度も何度も彼女の家を訪れ、家の中にはわからない、いろんなことを経験し、いろんな人と出会うために一緒に街に出て行こうと誘い続けました。そして、ようやく彼女は外へ出始めるようになったのです。それから、当時の大阪青い芝の会に関わっていた女性「健全」者集団が中心になって彼女と合宿を行い、その中で彼女は自分自身の気持ちを周りの「健全」者に少しずつ話せるようになってきたのです。しかしその一方で、同じ「障害」者である私たちは、彼女に対して何も出来ないジレンマに陥ってしまいました。いや、私自身の中で知的「障害」者に「壁」を作っていたのかもしれない。その後一〇年余り彼女に関わったのですが、結局、彼女が親に兵庫県の有馬にある施設に入れられる姿を、私

私たちは指をくわえて見ていることしかできませんでした。

私は、この非常に悔しく苦い経験があったからこそ、K君の誘いを受けて救援活動をやり始めたのです。当時、青山正さんを救援する関西市民の会は、まだ三人の準備会の段階でした。

あれから、二〇年が経っていますが、権力側の姿勢が一番顕著に現れていると私が感じたのは、一九八九年九月六日の東京高裁での判決の時でした。裁判長が、傍聴の際、私をはじめ車イスを使っている「障害」者とその介護者に離れて座るように指示してきたのです。私たちは、怒り心頭に抗議をしました。その時です。裁判所の職員が一緒に抗議をしていた視覚「障害」者の白い杖を折り、「足があるから歩いて帰れるだろ」と言い放ったのでした。あのような裁判所の意識があるかぎり、私自身、この闘いを止めるわけにはいきません。そして、島田事件、甲山事件、そして野田事件、この三つの冤罪事件全てに勝利しなければ、「障害」者解放運動に未来はないと私は思っています。

今、周りの情勢を見渡しても、いつの間にか私たちの「障害」者運動の中にも、「勝ち組」や「負け組」などといった状況が蔓延しつつある気がします。自己実現力があって行政やマスコミと駆け引きのできる「障害」者だけがちやほやされて、学力や社会性を身につける機会を奪われた「障害」者は、いつも社会の中で取り残されている状況が続いています。こういった情勢を打破する第一歩として、再審開始の決定を何が何でも勝ち取らなければなりません。その後、紆余曲折を経ているとは言え、名張毒ぶどう酒事件や布川事件の再審開始決定が出たことをバネとして、権力側に一矢報いて、勝利の美酒をみなさんと共に飲み交わしたいものです。

青山正さんを救援する関西市民の会

代表 森 修

#### 【島田事件】

1954年3月10日、静岡県島田市で当時6歳の女兒が行方不明になり、同13日になって絞殺体で発見されました。その後5月24日に、職を探しながら街を徘徊していた赤堀政夫さんが別件で逮捕され、6月17日には女兒殺害容疑で起訴されました。

公判で赤堀さんはアリバイを主張し「自白は拷問によって強要された」として無罪を訴えましたが、1960年12月に最高裁で上告が棄却されて「死刑」が確定しました。

その後、新証拠が提示され、再審が認められ、1984年1月31日に静岡地裁で無罪判決が出されました。

#### 【甲山事件】

1974年3月17日、兵庫県西宮市にある知的障害児施設「甲山学園」で一人の女子園児が行方不明になり、2日後には男子園児が行方不明になりました。捜索の結果その夜遅く、2人とも園内のトイレ浄化槽から水死体で発見されました。そして同施設で保育をしていた山田悦子さんが園児殺害の容疑で逮捕されました。

一審神戸地裁は無罪判決を出しましたが大阪高裁が破棄差し戻しとしたため裁判は長期化、事件から25年たった1999年9月29日、山田さんに対して3度目の無罪判決が大阪高裁で出され確定しました。(詳細は81ページを参照してください)

#### 【名張毒ぶどう酒事件】

1961年3月28日、三重県名張市の村落で開かれた生活改善を目的としたサークルの懇親会で、ぶどう酒を飲んだ女性5人が死亡、12人が中毒症状を起こしました。その後、奥西勝さんが「三角関係の清算」のための犯行だとして逮捕されました。

公判で奥西さんは全面否認し、一審では無罪判決が出ます。しかし、名古屋高裁で死刑の判決が出され、最高裁は二審判決を支持し奥西さんの死刑が確定しました。2005年4月5日、名古屋高裁は再審開始を決定しましたが、名古屋高検の異議申し立が認められて開始決定が取り消されたため、弁護団は特別抗告を行って現在最高裁で係争中です。

#### 【布川事件】

1967年8月30日、茨城県利根町布川で独り暮らしの大工が、自宅の8畳間で殺害されているのが発見されました。その犯人として、警察は桜井昌司さんと杉山卓男さんを逮捕しました。

2人は、取調べでは犯行を認めましたが、公判では犯行を否認します。しかし、1978年には最高裁で上告棄却が決定し、刑が確定しました。その後、再審請求を行い、2005年9月に再審開始を決定しました。しかし、検察側が即時抗告を行い、審理中。

# 青山さんと出会う

青山さんって誰？

人なつっこく、笑顔で人をなごませる  
でも、時には渋い顔でタバコをふかす  
事件にはあらわれない等身大の青山さん  
今日も、白い三輪自転車につきすすむ



## 青山さんにせまる

一九七九年に起こった少女殺害事件の犯人として、青山さんは懲役一二年の有罪判決を受けました。そして一九九四年に満期出所し、九五年の一月に大阪にやってきました。当時は、知り合いなんてごくわずかでも今は、平日は知的障害者の授産施設「パンジー」に通い、休日には駅に行き、なじみの人たちと過ごす日々。持ち前の明るさに加え、独特の千葉弁を披露しながら、楽しく暮らしています。そんな青山さんの生活をちよつとのぞいてみましょう。

### 青山さんの今

青山さんは現在、大阪で暮らしています。

まず、青山さんの暮らしを衣・食・住・遊から見てみます。

衣・青山さんにはあまり季節がありません。いつも好きな服を着ています。頭には冠バッジがたくさん付いた帽子、真夏でも汗びっしりで、大好きなジャンパ

ーを着ています。洗濯は青山さん自身がやっています。実は、青山さんはお風呂があまり好きではありません。たまに下着が乾いていないという理由で、その日はお風呂に入らないという手を使います。

そして、忘れてはいけななのがタコ糸です。タコ糸は青山さんの持ち物と青山さんをつなぐ大切なツールなのです。例えば、財布、家の鍵、帽子、自転車の鍵など青山さんの持ち物にはすべてタコ糸がくくりつけられ、もう一方の端は青山さんのズボンのベルトなどにくくりつけられています。だから青山さんの体はタコ糸だらけです。

青山さんのすごいところは、タコ糸一本一本が何につながっているのかちゃんと把握しているところでしょう。

食・青山さん宅には週に二日か三日くらいの割合で、救援会のメンバーを中心とした介護者をご飯を作り

来て、一緒にご飯を食べます。

青山さんは何でも「おいしい おいしい」と言っておいてくれます。どんなに失敗したなあと思った料理でも「おいしい おいしい」と食べてくれます。こんな青山さんが、一度だけ、知的障害者の当事者組織「ビープル・ファースト」の世界大会が開かれたアラスカから帰ってきた日に「ご飯がおいしくねえんだよ。硬いんだよ」と言っていたのを思い出します。硬いものは苦手なようで味の問題よりも、かみ切れない物がおいしくないものになるようです。

その他の日はひとりで過ごしています。インスタントのカレーや、青山さんが通うパンジーでもらってきたパンなどを食べているようです。大阪に来たころは青山さん自身も料理をしていたと聞きます。しかし最近、ほとんどやらなくなっていました。

住：青山さんの住まいは賃貸の文化住宅です。週に一度ヘルパーさんに台所周りやトイレ、お風呂などのそのうじをお願いします。

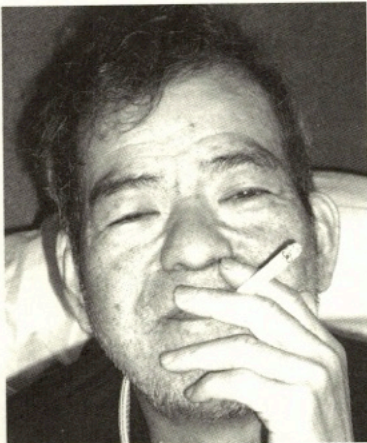
青山さんはタバコを吸います。正確には、ふかしているだけですが、ヘビースモーカーです。青山さんの

家の扉を開けると、タバコの煙で真っ白ということが多々あります。すごく体に悪そうな部屋です。空気清浄機があるものの、うまく換気をしないので真っ白になってしまふのです。中に行くと気づかないものでしょうか。

遊：青山さんは、人を見ているのが大好きなようです。駅の改札から出てくる人はみんな友達らしいです。

パンジーからの帰りは、まず、人の流れを見ながら駅の改札近くのベンチに座り、タバコを何本か吸います。

次に自転車置き場に預けている三輪の自転車を取りに行き、自転車で行き、自転車で商店街をうねり走ります。商店街でおいしいそうな食べ物を見つけて購入します。買ったものを知り合いに見せる時の口癖は



「これ安かったんだよ」です。どんな値段であろうと、いつも青山さんの買うものは「安い」のです。

商店街を抜けると、家の近くの駐車場の隅でまたまた一服します。ここでもタバコを何本か吸います。この時青山さんは自転車置き、自転車から五メートルほど離れたところでタバコを吸います。自転車には例のタバコの付いた鍵がささっています。自転車から伸びたタバコ糸をたどっていくと青山さんがいるのです。まるで自転車につながれているようです。

タバコを吸い終わると、近くの自動販売機に千円札を入れてタバコを三つ買います。青山さんは、タバコを買う時は必ず千円札を入れて三つ買います。だから、タバコがカバンの中にどんどんたまっています。三〇箱ほどカバンの中に入っていたことも、何度かありました。

これでやっと青山さんは家に帰るのです。寄り道せずには帰れば、ものの五、六分で家に着くところを、青山さんは一時間から一時間半ほどかけて帰ってくるのです。

でもこの日課は、青山さんにとってはとても楽しいことのようにです。冬になると日が沈むのが早いので、

遊んで帰れないから面白くないそうです。

### 青山さんの休日

青山さんは、ほんとうに駅が好きです。降りてくる人はみんな友達だからでしょうか？ 暇があれば駅のベンチに座り、タバコをふかしながら、ずつとずつと過ごします。青山さんにとってはこれが至福の時みたいです。

二ヶ月に一度ほどの割合で、近くの作業所「障害」者と「健全」者の解放の家」で季節のイベントが催されます。そこへ青山さんも顔を出します。四、五年前までは、休日になるといつも解放の家に顔を出していたのですが、今では駅のほうが楽しいようです。

青山さんは、いつでもどこでもひとり言が多いです。耳をすまして聞いてみると、何か嫌なことがあったのか、「クソッ」とか「あんなんだメだ」など、攻撃的な発言が多く、通りがかりの人には、ちよつと不審な感じを与えるかもしれません。道で青山さんを見かけるたびに声をかけ、少しでもその不審な感じが取れればと思っています。

あと、青山さんといえば「買いだめ」です。前に書いたように、タバコをカバンに三〇箱ほどため込んで、吸うころにはしけつていたり、電池は使うころには錆びているほどため込んでいます。たくさん持っているいと安心できないのかもしれませんが、そんなにリッチじゃないんだから、もう少し計画性が……。

これから青山さんが地域にしっかりと根付くには、どのくらいの時間がかかるのでしょうか……。



「解放の家」主催の花見で。

## 青山正さんを救援する関西市民の会にせまる

千葉県の野田市で起こった事件の救援会が、なぜ関西にあるのだろうか。また、そこで生活していた青山さんが、今なぜ大阪にいるのだろうか。青山さんと青山正さんを救援する関西市民の会には、ナゾが多いのです。

そういう時は話を聞くのが一番！と思い、関西市民の会の結成メンバーである事務局の小林敏昭さんに話を聞きました。

（I||インタビューアー K||小林敏昭さん）

I 早速ですが、当時のことを教えてください。なぜ関西に救援会が出来たのですか。

K 関西市民の会が事務所を置いてるりほん社で『そよ風のように街に出よう』という雑誌を出しているでしょう。当時その雑誌の中で野田事件のことを記事で紹介したり、ほくも取材に行ったりしていたんです。それでその記事を見た人が二人、郵便局で働いている

人だったんですけど、りほん社を訪ねてきましたね。「この事件についてすごく関心がある。関東で起こった事件だから自分たちにはできることは限られているかも知れないが、一緒に関西で救援活動をやらぬか」と言うんですね。最初ほくは、記事という形でみんなに紹介し続けるつもりでした。自分としては、直接救援活動をやるのはしんどいかなという話をしました。でもその三人でいろいろ話をするうちに、それぞれに無理がかからない範囲で関西でも救援会を立ち上げようということの話がまとまったんです。

I それはいつごろのことですか。

K 八七年の一月に一審判決が出て、ほくがそのことを記事に書いたのがその年の三月。そのあとで二人が相談に来たんです。それで市民の会の第一回例会がその年の八月に開かれて、九月に通信「殺したんじゃないもの」No.1が発行されていますね。

I 最初は三人でスタートしたということですか。

K 最初に相談して決めたのは三人だったんですが、ほくはすぐに今の市民の会代表の森修さんとか全障連（全国障害者解放運動連絡会議）の人たちに、関西でも救援会を立ち上げたいので参加してほしいということ、で相談に行っただけです。当時は島田事件の再審が始まったところで、そういう時代的な背景もあって、島田事件に関わっていた全障連の人たち、狭山事件で活動していた人たち、それに森さんに関係のある人たちなどが最初に集まったメンバーですね。例会を二回、三回と重ねていくうちにそういうメンバーが集まってきて、二〇〇三〇人くらいの人たちで動き始めたんです。

I そのころ関西市民の会ではどのような活動をしていましたか。

K 例会や集会で事件のことを広く知らせながら、現地調査などをしました。冤罪事件として有名な狭山事件だったら、犯人にされた石川一雄さんの家の鴨居から「発見」された被害者の万年筆っていうのがよく知られていますよね。二度も家宅捜索したのを見つからなかったものが、三度目が出てきたでしょ。徹底的に家宅捜索して出てこなかったものが後で発見されるな



現地調査で、被害者の女の子が下校時に通ったという竹林脇の道を歩く。(1990年9月)

んてことあるのかってことで、実際に石川さんの家に行ってみる。そうして鴨居を見ると、もう本当に立ったら見えるような位置に鴨居があると。すぐに発見されないのはおかしいと誰でも思いますよね。これは狭山の例ですが、野田事件の場合も同じで、実際には現地に行ってみることが大事なんです。お金がないから、新幹線じゃなくて車に何人も乗って、夜通しぶ

っ飛ばして行きました。現地で関東の青山正さん救援会の人たちに案内されて、遺体発見現場の竹林を見たり、被害者の女の子の下校路に沿って歩いてみたりとか。そういうのが最初の活動でしたね。

Ⅰ そのころは青山さんに会えたんですか。

K 東京の拘置所に面会に行っていました。関西からは何ヶ月かに一回とか。最初青山さんはあまり話してくれませんでしたね。とくに新しい人が行くと向こうも緊張するんでしょうね。今みたいに社交的になったのは、きつと拘置所の中で鍛えられたんだと思います。それまで家族以外とはほとんど話す機会はなく、家にずっといて家の中で口紅の中具を削る仕事をしてるし、学校もほとんど行っていない状態ですから友達もいません。家族とも普段そんなに話すことありませんよね。口数もそんなに多くなかったと思います。それがあれだけしゃべるようになったのは、人間関係が広がって、もともとしゃべりたがりの性格だったのが、それが花開いたというか。ほくらも最初行った時はあまり話できなかつたんですけども、しだいに打ち解けて、面会室のガラス越しにいろんな話をするようになりました。

関西市民の会はこれまで、「出前学習会」と称し、いろいろなところにおジャマして紙芝居や警察での取調べを再現した劇を上演したり(上)、集会を開いて広く市民に冤罪・野田事件を訴えてきた。



I 九四年の八月に満期出所するんですよ。それからほどのような生活だったのですか。

K 出所はちょうどお盆の真っ最中でしたね。その前に千葉刑務所から愛知県岡崎の医療刑務所に移されていたんです。さまざまな事情で家族は身元引受人になることができませんでしたから、ひよっとしたら、刑期満了になってもそのまま精神病院などに強制入院させられるんじゃないかと心配しました。だから身元引受人をきちんと立てないといけないということで、いろんな人に相談して探しました。その中で、千葉の房総半島で作業所をやっていたNさんという女性の車いすの人が、青山さんに何度か面会に行ったりして、自分がなんとか引き受けたいと。それで彼女が身元引受人になって、八月一四日に出所します。いったん千葉刑務所に戻って、そこから出てくるんですよ。その日に千葉の市内で出所の歓迎会をやって、青山さんはその足で房総半島のNさんの作業所に行くんです。今では想像できませんけど、青山さんの顔が真っ白なんです。島田事件の赤堀さんもぼくは出てきた時に会いましたけど、肌の色が透けるように白かったんです。刑務所の中にいるとはそういうことで、ほとんど太陽

の光を浴びない生活ですね。塀の中の長い生活を想像させられましたね。

I 房総半島の作業所で生活を始めた青山さんが、どうして大阪に来ることになったんですか。

K その作業所は仕事がとてもハードだったんです。朝早くから夜遅くまでケーキなどを作って、休みの日はお祭りの会場でそれを販売します。休みもそんなになくて、みんな心身ともに余裕がありません。そんなところに青山さんを引き受けて、Nさんと青山さんが一緒に暮らすんです。そうするとプライベートもない。だんだん息が詰まってきたんですね。今から思えば、地域でがんばろうと必死だったNさんは精神的にも大変だったと思います。そんな状態になると、何気ない青山さんの行動が気になってきます。それで青山さんがひよっとしたら犯人じゃないかみたいな思いが入り込んで、それまでNさんを支えていたものがくずれていく。そこで関西にSOSがきたんです。ただ青山さん本人は、千葉から離れたくないという気持ちが強かったんです。だから一時的な緊急避難として関西で引き受けようということになって、九五年の一月に大阪

にやっ来て来たわけです。

I 一時的な緊急避難のほすが今に至っているんですね。

K 大阪に来た日の晩はほとんど泣き通しでね。大声をあげて、おーおーって泣いていました。こちらに来る前に青山さんという話をしましたけど、「絶対行くのは嫌！ ぼくは千葉で暮らしたい」と言い張っていました。特にNさんとの関係は母と子のような濃密なものでしたから、それが断たれるというのは青山さんにはつらかったでしょうね。青山さんのその時の様子を見て、大阪で暮らすのはちょっと無理かなって思いました。その後すぐに阪神大震災があつて彼のアパートも大きく揺れましたから、青山さんのその頃の心中は察するに余りあります。それが今では「もう絶対大阪を離れない」って言ってますからね（笑い）。大阪には幸い部落差別や障害者差別との闘いの長い歴史があつて、青山さんの地域生活を支える基盤があるし、青山さんは毎日元気で愉快に暮らしているしってことで、「緊急避難」の四文字はどこかに飛んで行ってしまいましたね。

I 青山さん、今は一人暮らしをされてますよね。

K 大阪に来てから一年半ほどは関東の救援会メンバ

I のSさんとの二人暮らしでした。一から社会生活を始めるわけで、やはり買い物の方とか料理の方とか電車の乗り方とか、いろんなことを学んでいかないといけませんからね。そういうことも含めて補佐する人がいるだろうということ、そういう形をとりました。でも慣れてきたら結構何でもできる人だからずっと誰かが一緒にいる必要はないだろう、と。それで、Sさんは関東に戻りました。ただ、ずっと一人だと食事も偏るし、お風呂にも入らないということで、週のうち二、三回介護に入って一緒にご飯を食べるといふ、現在の形に落ち着いたんです。

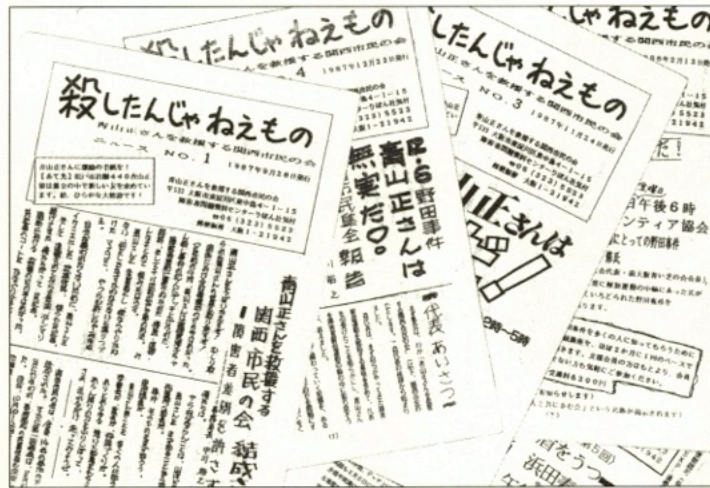
I 青山さんは最初から、再審をしたいという気持ちだったんでしょか。

K 初めは、もう裁判はこりこりだ、逮捕当時のことも思い出さたくないっていう気持ちが強かったんです。犯人にされてから、ずっと嫌な思いをしてきたわけです。それから、その気持ちは分かりますよね。それに「再審」というのがどんなものなのか、理解するのはなかなか難しかったようです。「前の裁判の時みたいに、どこかに放り込まれたりすることはないんですよ」とか、そ

んなことから長い時間をかけて説明しました。

I どんなきっかけで、裁判をするっていう気持ちになっ  
たんですか。

K 私たちは、決して青山さんに再審請求することを  
強制しない、青山さんが自然にそういう気持ちになる  
まで気長に待とうと決めています。その上で、再審  
請求の準備と青山さんの生活を支えることを二つの柱  
にして活動を続けてきたんです。焦らずゆっくり信頼  
関係を築いていこう、と。そういう関わりを七年間積  
み上げてきて、二〇〇二年の一月、みんなが集まって  
いる場所で初めて、青山さんが両手で大きな丸を作っ  
たんです。「裁判やるよ」という意思表示ですね。で  
も、彼が心からそう思っているかどうかは微妙な問題  
です。障害のあるなしに関わらず、誰でもいろんな人  
間関係、力関係の中で自己決定をしますよね。それが、  
知的障害があるとどうしても、その関係の中で一番弱  
い立場に立たされることが多い。ですから、青山さん  
の意思表示はもちろん尊重するけれども、片方で私た  
ちと青山さんの間にはそんな関係性があるんだとい  
うことをしっかり見つけながら再審請求を実現したいと  
思っています。



創刊当初の通信「殺したんじゃねえもの」

青山さんと関わっていきたい。(友居)

**笑**っておこって泣いて喜んで、あたりまえにある生活が不確かな理由  
でなくなりたいようにしたい！(渡邊)

**ともだちの輪！**

**私**は青山さんに出会って、事件のことを知り、  
冤罪が起こり得るということを初めて実感し  
ました。その背景も少しずつ見えてきました。青山さ  
んは、事件のことを思わせない明るいおっちゃんです  
が、裁判の話をした時や、テレビで何か事件のニュースが流れた時などに  
悲しいような複雑な表情をされます。青山さんと、本当に笑い  
合える日を目指していきたいと思います。(磯村)



**青**山さんに出会ったからこそ関わり続けたい。知的「障害」  
者だから犯人だと思ってしまった近所のひとにならない  
ように。(越智)

**野**田事件に関わっていくなかで、改めて偏見や思いこみによる「障害」  
者差別が恐ろしいものだと感じています。関わりを通じて、私自身  
も多くのことを考えさせられ、学ぶことが  
多々ありました。またこれからも、野田事件  
がもつ問題をとらえ考えていきたいと思いま  
す。(松岡)



**青**山さんのおうちに行くようになったき  
っかけは、事件のこととか全く関係な  
く、ただ仲良くなりたと思ったからだ  
たりします。例会にはちょこちょこ行っ  
たりしてるけど、おうちで二人で話す時は  
また違った青山さんが見れる気がします。や  
たら気をきかせてくれたり★ 自分が働く

ようになって、厳しい社会の中で生きる「障害」者に出会い、ふと青山さ  
んの笑顔といろんなものが浮かんでくる今日この頃です。(石丸)

**あ**のおっちゃんが面白くて「好きやなあ」と思う。一緒にご飯食べて、のんびりして、その時間がすごく気持ちいい。そんなおっちゃんは昔犯人扱いされてすっごい嫌な思いをした。それを僕は許せない。だから僕はここに来ようと思っている。(村田)

**今**ぼくが知っている青山さん。ぼくと出会ってから様々な姿を、笑顔を見せてくれている青山さんには、野田事件という『背景』がある。その『背景』を抜きにして、この人と関係を作っていくことは、自分の中では何か違う。それがぼくにとっての1番大きい野田事件。(春日地)



**な**んだかんだいって、青山さんのキャラクターに魅かれて活動をやってるっていうのが一番大きいところですよ！(神保)

**青**山さんと出会って早5年以上。青山さんと初めて出会った時のこと、初めて野田事件を知った時の感覚を忘れることなく、共に歩んで行きたい。誰もが住みやすい社会をつくるためにも。(松田)



「『当たり前』のことなんか、全然ない」ってことを痛感した。いろんな人がいる、いろんな世界がある、いろんな考えがある…。何が正しく、何が間違ってるかなんて分からない。けど、いちばん大切なのは「分かろうとすること」だと思う。(山田)

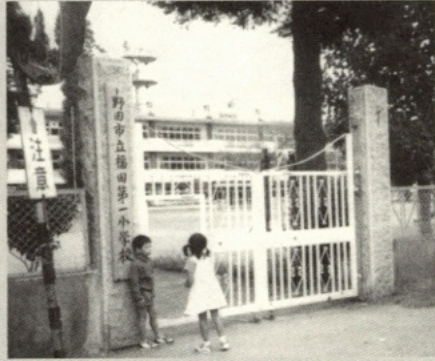
**な**ぜ野田事件に関わっているのか。目の前に冤罪に巻き込まれた青山さんが、無実を訴えている。自分はその言葉を無視したくないし、考えていきたい。事件に隠されている差別性や問題などを含め、野田事件、

## 青山正さんの生活史 ～ 逮捕まで ～

青山正さんは、1948年6月2日生まれ。生まれてから3年ほどして、病院で左足の骨が骨盤から外れていることが分かったが、経済的な理由で十分な治療を受けることができなかった。現在も青山さんは、左足が右足より数cm短く不自由な歩き方をしている。

家族が青山さんの知的障害に気づいたのは、青山さんが4～5才になった頃。お父さん、お母さんが頻繁におぶって病院に行っていた。

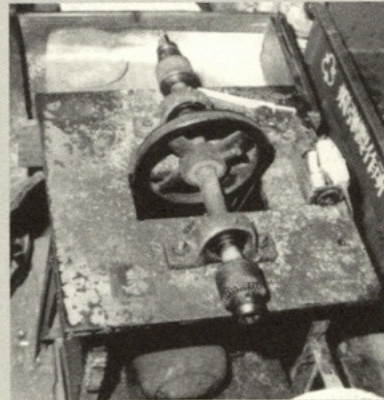
1年遅れて福田第一小学校（写真）に入学。青山さんは当時ほとんど歩けなかったため、4年生頃までお姉さんの自転車の荷台に乗せてもらって、通学していた。授業中はただ座っているだけの状態だった。



お姉さんが中学を卒業してから、青山さんは一人でゆっくり歩いて学校に行くようになったが、休む回数は以前よりはるかに多くなった。中学校へは入学はしたが、入学式に出席しただけで、後はほとんど通学しなかった。

その後、川崎市にある皮革製品を作る会社へ、住み込みで働きに出たことがあるが、1週間程度で戻ってきってしまった。会社の近所で大火災があり、それ以来ろくに食事もせず、ふさぎ込んでしまったため、その会社の社長が連れて帰ってきたという。その後は自宅でお母さん、お姉さん家族と一緒に暮らし、お母さんの農作業を手伝ったりしていた。

野田事件が起こる4～5年前から、口紅の中具を機械（写真）で削る内職を始める。最初のうちは、近所のSさん宅で働いていたが、事件の2年程前からはSさんから機械を借り、それを自宅の玄関の土間に置いてやっていた。事件の後、逮捕される前日まで青山さんはその仕事を続けていた。



## 野田事件と出会う

一九九三年二月二〇日、野田事件の上告が棄却された  
有罪 懲役二年 たった数行のあっけないオワリ

これで野田事件は終わったのか

いや、冤罪者青山正の物語はまだ続く

まだ、野田事件のピリオドを打つわけにはいかないのだ  
この疑いが晴れるまで



## 野田事件とは

野田事件とは、どのような事件だったのでしょうか。なぜ、青山さんは逮捕され、有罪判決を受けたのでしょうか。まずは、事件とその後の裁判の経過を追ってみたいと思います。

### 事件発生

一九七九年九月一日、千葉県野田市で小学校一年生の女の子が下校途中に行方不明となり、捜索の結果、その夜九時ごろ、竹林の古井戸跡の穴の中で両手足を縛られ全裸で埋められているのが発見されました。(次ページの図を参照)

遺体解剖の結果、死因は「氣道閉塞による窒息死」。死亡時刻は、胃の内容物から食後一時間ないし一時間半と推定され、その日の給食が一二時半から一時ごろですから、死亡時刻は二時から二時半ごろとなります。また、口の中には、本人のハンカチとパンティが詰め込まれており、頭頂部には直径三cmの陥没骨折があり、

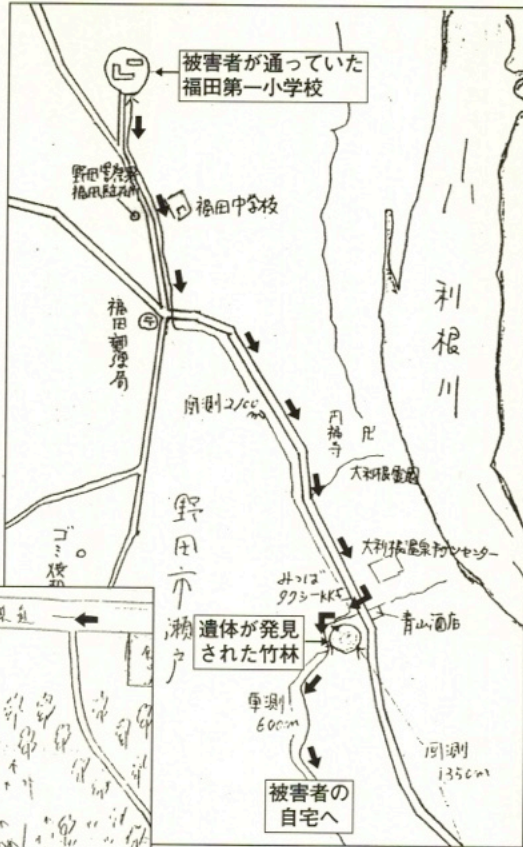
さらに臍内と肛門内にかなりの裂傷が認められました。

### 捜査から逮捕へ

野田警察署は、事件発生翌日から遺体発見現場の近くに住む青山正さんに目を付け、連日家に上がりこみ、内偵を行いました。また一方、マスコミ各社は、遺体発見の翌日から新聞の一面の見出しに「変質者の犯行」とすでに差別的な文言を躍らせています。こうしたなかで、近隣の住民も知的障害者である青山正さんに疑いの眼を向けるようになるのです。そして、住民のなかで、「青山さんならやりかねない」といううわさが飛び交うようになり、青山さんが犯人だという空気が充満するようになってしまふのです。そして、ついに事件から一八日後の九月二十九日朝、「強制わいせつ致死・死体遺棄」の容疑で青山さんは逮捕されてしまいます。しかし、この逮捕された段階では、まだ青山さんと事件を直接結びつけるような証拠は見つかっていません。

事件関係略図

→ → → は  
被害者の下校経路（推定）



実況見分調書より



検証調書より

たのです。

### 取調べ

青山さんは、逮捕されてから三日間は容疑を否認しています。しかし、その後徐々に捜査官に聞かれたことを部分的に答えていくようになります。一〇日余りにわたった警察と検察の取調べで、ようやく自白らしきものが完成しました。しかし、その内容は、現場の状況と異なっていたり、日ごとに内容が変わってしまったりと多くの矛盾を残したものでした。取調べの状況を録音していたテープからは、青山さんが捜査官に詰問されて答えに困っている様子や、ようやく青山さんが答えても、捜査官が抱いている犯行ストーリーと異なれば再度詰問されるといった様子がうかがえます。

このような取調べの中で、重要な証拠が発見されています。逮捕から一〇日後のことでした。被害者の遺留品が発見された際、被害者のカバンの名前を書いた部分（ネーム片）が切り取られていたのです。警察は、そのネーム片を青山さんが持っているものと考えて追及を続けました。その結果、青山さんの供述によって、青山さんの定期入れの中から発見されたのです。この

ことが本当なら、決定的な証拠です。しかし、その発見過程でも供述が二転三転するなど疑問だらけの発見でした。

### 精神鑑定から起訴へ

そして、自白も一応完成した後、千葉地方検察庁は、青山さんの責任能力と訴訟能力の有無を判断するため、中田修教授（当時東京医科歯科大学）に精神鑑定を依頼しました。もしその能力がないと判断されれば、公訴棄却となってしまうからです。鑑定は、二ヶ月にも及ぶものでしたが、面接は四回しか行われていません。さらに、中田教授は、裁判がまだ始まっていないにもかかわらず、青山さんが犯人であることを前提に鑑定を行い、その鑑定書は予断と偏見に満ち溢れた内容でした。そして、一九七九年二月一五日、青山さんは起訴されます。

### 裁判・第一審

一九八〇年一月二八日、千葉地方裁判所にて第一審が開始されました。裁判が開始された当初、争点となったのは青山さんに責任能力・訴訟能力はあるのかと

いうことでした。検察側は、先の中田教授を証人に立て、訴訟能力はあると主張し、一方弁護側は、西山詮医師（当時墨東病院）の鑑定に基づき、訴訟能力なしと主張しますが、裁判所は、判断保留の決定をし、審理を強行しました。

そして、いよいよ青山さんが法廷で初めて証言する段となりました。検察官はあの手この手で青山さんに質問をしますが、なかなか要領を得ない青山さんの答えが続きます。しかし、取調べの時、いつも繰り返されていた質問が始まると青山さんは徐々に犯行を認めるような証言を始めたのです。検察官はこれ見よがしに、犯行の全体像を質問し終わると、青山さんに改悛の情を求める質問を始めました。つまり、反省を促すような質問です。すると、それまでずっと犯行を認めてきた青山さんが「本当は僕、殺したんじゃないもの」と答えたのです。これは、青山さんが公の場で初めて犯行を否認した言葉です。しかし、その否認は誰にも注目されませんでした。

そして、第一審もいよいよ結審しようかというころ、青山さんはようやくはつきりと犯行を否認するようになりました。そして、急きよ本人質問が行われたので

す。しかし、法廷の場での青山さんの否認の言葉は、裁判所には届かず、一九八七年一月二六日、懲役二二年の有罪判決が下されたのです。

#### 裁判・控訴審と最高裁

青山さんの無実を確信していた弁護団は、東京高等裁判所に控訴します。しかし、東京高裁は、被告人尋問を二回行っただけで、弁護側が申請した証人や証拠をほとんど却下し、異様なスピードで審理を進めました。このような裁判所の訴訟指揮に対して、弁護団は抗議の総辞任をしました。その後、新弁護団を結成し、無罪主張の最終弁論を行いました。一九八九年九月六日、東京高等裁判所は控訴棄却の判決を下したのです。

この判決に対して、弁護団は最高裁判所に上告し五度にわたって、上告趣意書、上告趣意補充書を提出しました。中でも、重要な物証である被害者のカバンが、警察によってすり替えられ、証拠がねつ造された事実を強く主張しました。しかし、一九九三年一月二〇日、最高裁判所も上告を棄却し、懲役二二年が確定してしまいました。



控訴審判決を前に各地で集会が開かれた。

## 捜査、報道、そして地域の人々

ここでは、事件が起こった当時に焦点をあわせて、捜査や報道、地域の問題を考えてみたいと思います。そして、「犯人＝青山正」がどのように作られていったのかを見てみましょう。

### 正しいはずの警察

事件が発生すると、現場に残された証拠などをたどっていつて容疑者にたどり着く。誰もがそう考えるはずですが。しかし、実際には警察の「差別」「偏見」「思い込み」から見込み捜査が行われ、多くの冤罪事件が起きています。野田事件の場合は、青山さんが遺体発見現場近くに住む知的障害者だから、ただそれだけの理由で犯人にされていきました。新聞報道によると地元で普段見かけない人物数人の目撃情報があったようですが、被害者の殺害状況から「犯人は土地勘のある変質者」とされ、すぐに捜査の対象は青山さん一人に絞られていきます。

事件翌日には、青山さん宅に刑事が上がりこみ、「内偵」が始まります。この「内偵」は実に逮捕までの一七日間に及びます。当時、青山さんを訪ねてくる人なんていなかったもので、青山さんは刑事にお茶を出し、お客さんとして歓迎します。そんな青山さんの対応をいいことに、警察は犯人として見込んでいた青山さんの行動を見張り続けていたのです。

「犯人は青山に違いない」と突き進んだ捜査でしたが、現場から青山さんと一致する指紋も足跡も出てきません。つまり、犯人と青山さんを直接結びつける証拠は一つも出てこないのです。にもかかわらず、警察は捜査の見直しをすどころか、青山さんと事件を結びつける証拠探しに一層まい進していきます。

見込み捜査の問題とともに、初期捜査のずさんさの問題があげられます。警察は遺体発見後、現場の古井戸跡の土を採取していません。遺体から大量の出血がうかがえたのですから、遺体発見現場と殺害現場が同

じかどうかを知るためにも、土の採取は当然のことにもかわらず行っています（少なくとも、土の鑑定結果は提出されていません）。また、被害者のカバンや衣服が遺体発見の翌々日に見つかります。遺体発見現場からすぐ近くで、しかも草の上に乗るようなかっこうで見つかったのですが、遺体発見当日と翌日の捜査ではなぜか見つからなかったのです。さらに、現場で撮られたそれらの遺留品の写真は、草に隠れてほとん

ど見えないものが二枚しか証拠として提出されていません。通常は色々な角度から何枚も撮影するものです。現場の証拠収集も記録も不自然であり、大変ずさんな捜査と言わざるを得ません。

マスメディアは真実を報道しているのか……

野田事件で警察とともに青山さんを犯人に仕立てていったのは、マスメディアや地元紙の報道でした。青山さんとその家族は激しい報道被害にさらされます。

事件翌日の夕刊に「土地カンのある変質者か」、事件の三日後には「現場近くに住む無職A（31）が女の子を待ち伏せ」と報道します。四日後には「有力容疑者Aの裏付け捜査に全力」として、四人の容疑者のうち、被害者と面識があるとされた青山さんに容疑が絞り込まれたという報道がされます。新聞をはじめとしたマスメディアは警察の情報をうのみにして、あたかもそれが真実であるかのように未確定な情報を記事にしていきます。

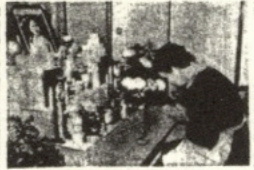
さらにひどい報道もありました。事件の起きた野田の地元紙「京葉新報」は、小説「ゆがみ」と題して野田事件について連載しました。地元の人

## マークの男 19日ぶり逮捕

### 犯人につのる憎しみ

まさか、あの人が……

弘前で「同じように殺して」



1979年9月30日付け  
千葉日報より

なら誰でも青山さんとその家族のことが書かれているとわかる内容のものでした。「逮捕——やはりそうか」「付近住民は最初からAと」「薄幸の星の下——福祉悪用で優雅生活」「母で知った異性」「家族に反感集まる」「住民は不安視」などのタイトルが紙面におどります。根拠のないうわさを集め、青山さんや家族を中傷する偏見と悪意に満ちた記事をばらまいたのです。

これらのマスメディアや地元紙の報道が、青山さんに対する地元の人達の偏見をいっそう助長していきました。

#### 地域に渦巻くうわさ

知的障害者の青山さんに差別や偏見を持っていたのは、警察やマスメディアだけではありませんでした。地域の人たちも同様だったのです。

事件から二日後、警察から事情を聴かれた近所の人には、「犯人に心あたりはありませんが、変質者という事件であり近所に精神薄弱者があり、強いて言えば青山さんが怪しい」と述べています。

青山さんは自宅で内職をしており、普段の話し相手はもっぱら同居している家族でした。ほとんど外出す

ることもなく、ラジオが唯一の楽しみでした。青山さんの様子から、地域から孤立していたことがうかがえます。学校生活も同様でした。青山さんは、「ただ教室にいるだけ」という小学校生活を送ります。友達もいなかったようです。小学校でも欠席は多かったのですが、中学校にいたっては、登校したのは入学式の日だけでした。その後は一日も行っていない。

つき合いもなく青山さんをよく知りもしない近所の人には、青山さんの何を指して「怪しい」と言ったのでしょうか。警察の予断に満ちた捜査、真実でない報道が複合し、偏見に満ちたうわさが地域で拡大し、「青山が犯人」とされていったのです。家で内職して、つき合いのほとんどなかった青山さんにはアリバイもありません。青山さんに地域との結びつきがあれば、仲間がいれば、状況は変わっていたかもしれません。

#### 逮捕から取調べ

仮に警察に犯人と疑われ、マスコミや地域の人々にあらぬうわさをたてられたとしても、「逮捕」となるとなにか決定的な証拠があるはずで

青山さんは、被害者の衣服に付着していた「金属粉」

めて面会ができた。青山さんはすごく恥ずかしがって面会室の隅っこに身を隠すように座り、事件について質問すると「からやっちゃった」「カノに言われなければやんなかったのに」と言い、コミュニケーションのむずかしさを感じた。その後も面会に通い、少しずつ会話が理解できるようになったが、事件を「やった」という前提は変わらなかった。

80年1月28日に松戸地裁で第1回公判が始まり、毎回裁判終了後、傍聴に来た人たちと若穂井弁護士をまじえて話し合いをしていた。82年11月に全障連関東ブロックと救援連絡センターが呼びかけて「青山正さん救援会(関東救援会)」が結成された。第一審の最終段階で青山さんは無罪を主張したにもかかわらず、判決は有罪で懲役12年。その後、弁護人も増やしてカバンのすり替えなど無罪主張を展開したが、高裁・最高裁とも無実の訴えを認めなかった。地裁段階でもっと具体的な証拠の問題点を追及していたら裁判の流れは変わっていたにちがいないと思うと残念でならない。

現在、青山さんは野田ではなく、大阪で元気に生活しているが、このままで終わらせてしまうことはできない。「障害者」差別によって同じようなでっ上げが繰り返されないためにも再審請求して、もう一度裁判をやり直したいと仲間とともにがんばっている。無実を晴らして、野田の地で青山さんがお姉さんや彼女の子どもたちとも元気に再会できたらいいなと思っている。地域の人たちにとって野田事件は忘れてしまいたい過去の出来事かもしれないが、絶対に差別を差別として残したままでふたをして終わらせてはならないと思う。

(注1) 市民運動等、各種の救援組織を援助し、それら相互間の連絡のために、1969年3月29日に発足した。

(注2) 救援連絡センターが発行しているパンフレットで、逮捕された時の心得や家族や友人へのアドバイスをまとめたもの。

## 救 援 前 夜

私が野田事件のことを知り、青山さんの救援に関わったのは、1979年9月29日に青山さんが逮捕され、翌日の新聞で青山さんが否認していると報道されたことがきっかけだった。当時は島田事件で赤堀政夫さんが無実の死刑囚として獄につながれ、赤堀闘争が「障害者」差別糾弾闘争として全国的にも大きく広がりはじめていた。

長年救援連絡センター<sup>(注1)</sup>の事務局員であった私は、直感的にこれは冤罪事件ではないかと思った。9月11日の事件直後から、事件は「変質者」のしわざといったキャンペーンが行われ、付近の不審者を捜査していると報道されていた。警察は見込み捜査でおそらく「知的障害者」とされる青山さんから逮捕以前にも事情聴取をしていたに違いない。その上で逮捕されても本人が否認しているとすれば、これはでっち上げに違いないと思った。赤堀さんが無実を訴えながらも死刑判決を受け、再審請求を続け、ようやく支援の闘いが広がっていたことから、もし青山さんが無実なら早い段階から救援に取り組みねばならないと思った。

まずは野田の現地に行こうと青山さんの家を訪ねた。青山さんの自宅をさがして戸をたたいても誰も出てこない。後でわかったことだが、当時は家族も警察に呼ばれて調べを受けていたり、マスコミの取材がうるさいために家族全員が車で外出したりしていたようだ。しばらく待っても誰も帰ってこないのので、郵便受けに置き手紙と「救援ノート」<sup>(注2)</sup>を置いてきた。後日、青山さんのお姉さんから電話をもらったが、すでに弁護士はつけたので、センターの協力はいりませんということだった。しかしそれはウソで、弁護士はついていなかった。なぜウソを言ったのかは、かなり後になってお姉さん自身から聞けたが、赤の他人が青山さんのことを心配して救援を申し出ても、信用できなかったとのことである。つまり後でお金を請求されるのではないかと、いろいろとマスコミに書き立てられるのではないかと心配されたようだ。家族の協力が得られないまま、弁護士の弁護もなく青山さんの取調べは進んでいった。今なら、当番弁護士制度があって逮捕直後から弁護士をつけられるのだが、当時は本人か家族が知り合いの弁護士を依頼するしかなかったのである。

起訴された青山さんは松戸拘置支所に移され、80年1月に青山さんとはじ

と「食用油」という二つの証拠によって逮捕されました。青山さんの近所では、口紅の中具を削る内職に青山さんをはじめ何人かの人が携わっていました。その内職をしている人にとって、金属粉はありふれたゴミだと言えます。また、食用油にいたっては、どこの家庭にもあるような代物なのです。つまり、犯人を特定するのにもともと無理のある証拠が逮捕の決め手とされたのです。

青山さんは逮捕から三日間はずっと犯行を否認しています。しかし、その後「自白」を始めています。もともとそれは、後で述べるように、本当に青山さんが体験したことを語っているのか、大いに疑問があるものです。

この取調べには問題点が二つあります。一つ目は、取調官は青山さんの言葉や意図することを正しく理解できていないということ。二つ目は、青山さんが取調べ側の誘導によって供述していたことです。しかし警察・検察は、青山さんが「自ら進んで供述しており、任意性のある信用できる自白だ」と主張し、つじつまの合わない点は青山さんの障害のせいにして、青山さんを犯人にしていたのです。

事件発生から逮捕、取調べまで、ここであげた青山さんを取り巻く警察・報道・地域の問題点が一つでもなかったなら、青山さんは犯人にされずにすんだかも知れません。

## こんな犯罪をするのは知的障害者？

逮捕した青山さんから、どうにか自白らしき調書も取れました。さらにはその取調べの中で、被害者のカバンから切り取られていたネーム片が青山さんの供述どおりに「発見」されました。これ以上の決定的な証拠はありません。いよいよ起訴に持ち込むことができると胸を踊らせていただろう捜査機関は、起訴に向けて最終段階のつめに入っていきます。それが、ここで問題とする起訴前精神鑑定です。

青山さんには知的障害があるので、まず法廷で問題になると予想されるのが、青山さんに責任能力と訴訟能力があるのかということについてです。検察はこの問題を回避するために、起訴する前にこの責任能力と訴訟能力の問題について精神鑑定を委託します。これは起訴前鑑定と呼ばれるものなのですが、青山さんの時もやはり精神鑑定は行われました（24ページ参照）。青山さんの精神鑑定を行ったのは中田修教授でした。この人物は、数々の有名事件で精神鑑定を行ってきた

その筋の権威であり、また、将来犯罪を犯す可能性がある者と判断された者を前もって拘禁する保安処分を推奨する人物でもありました。

その中田教授が行なった精神鑑定は、ただ単に青山さんに責任能力・訴訟能力があるのかということだけでなく、さまざまな問題に拡がっていきます。そして、後の裁判全体を大きく動かしていくことになるのです。では、裁判が始まる前に中田教授はどのような精神鑑定を行ったのでしょうか。

### 起訴前鑑定書には何が書かれているのか

前述のように、知的障害者が被疑者となっている事件では、起訴前鑑定で主眼となるのは責任能力と訴訟能力です。しかし、青山さんに対してなされた鑑定の報告書（以下、鑑定書）を読むと、どうやらそれだけではすまないようです。そこで、まず検察が何を鑑定してくるよう頼んだのかを見てみますと、鑑定書

には鑑定事項として次の五点が挙げられています。

- ① 被疑者の本件犯行当時及び現在における知能程度
  - ② 被疑者の本件犯行当時における是非弁別能力及びこれに従って行動する能力の有無
  - ③ 被疑者の性的知識及び関心度
  - ④ 本件被疑者に対して適当と思料される措置及び処遇の具体的内容（刑事法及び精神衛生法双方の措置・処遇を含む）
  - ⑤ その他参考事項
- 例えば公判において自ら被告人としての防御権を行使し得る能力の有無

鑑定事項の①と②と⑤は、被疑者が知的障害者であるということから、青山さんの障害の度合い、また責任能力や訴訟能力を鑑定するのは当然かもしれませんが。その一方で、強烈な印象を受けるのが③と④です。③は、六歳の女の子を全裸にして、性器に電池を挿入するなどといういわいせつな行為に見合った性衝動や性的な関心や知識を青山さんが持っているのかどうかという事です。さらに④は、裁判が始まってもしないのに、どのような罰を青山さんに与えたらいいのかとい

うことを聞いているのです。

さて、一般的な精神鑑定より少々踏み込みすぎているような鑑定事項なのですが、このような鑑定の依頼に中田教授はどのように答えているのでしょうか。中田教授が鑑定のために使用したのは次のようなものです。警察から貸し出された一件記録（青山さんや他の人の供述調書や捜査記録などすべて）、取調べ時の録音テープや犯行再現ビデオ、鑑定助手に調査させた青山さんのお母さんやお姉さん、そして近所の人の面接記録、そして各種の検査。その鑑定結果を要約すると、次のようになります。

- ① 重度の知的障害者である。
- ② 犯行時に善悪の判断をする能力、またそれに従って行動する能力があったとは言えないものの、最終的な判断は法律家に委ねる。
- ③ 性的知識は少ないものの、性的関心が高く、児性愛者である。
- ④ 措置入院が望ましく、退院に関しては慎重な配慮が必要で、医学的な処置としては手術的去勢または薬物去勢が有効である。

⑤訴訟能力があるとは言えないものの、適当な配慮がなされるならば、訴訟無能力とも断定できない。

この鑑定結果を見ると、どうも釈然としません。何が釈然としないのかというと、本来精神鑑定の中で主要な問題点となるはずの鑑定事項、つまり責任能力と訴訟能力に関しては、あるとも言えないと言えないといった不明確な答えしか出していません。にもかかわらず、この事件の動機の部分に当たるとはいう性知識や性的関心のありよう、また処遇についてははっきりと答えているからです。どうもこのあたりに青山さんを起訴したい検察と鑑定を行った中田教授の意図が見え隠れしているようです。では、中田教授の精神鑑定が、どのようにしてこの結果を導き出したのかを詳しく追ってみましょう。

### 青山さんは児性愛者なのか

青山さんに疑いの目が向けられたのは、それまでに性的な問題を起こしていたからではありません。そんなことは一度もありませんでした。ただ青山さんが知的障害者だから怪しいというだけで地域の人々のうわ

さの対象となり、警察が見込み捜査を行ってきたからです。そしてこの鑑定には、これまでの捜査ではなかなか明らかになっていない部分が託されたように思います。それは先にも触れたように、犯罪行為に見合った性的知識や関心、あるいは性衝動を青山さんが持っているかどうかということです。青山さんの取調べの中では、このような犯罪に見合うような性的な動機は明らかにならなかったのです。

中田教授はこの問題に対して、次のような答えを出しています。まず、性的知識については「きわめて貧困」と断定しています。実際に取調べの際にも、青山さんは性器と肛門の区別がついていませんでした。その一方で中田教授は青山さんの性的関心は高いと言いつつ、その理由をあげています。青山さんが「笑って！笑って！！六〇分」というテレビ番組を好んで見ていたのは、番組の冒頭のコーナーで母親が全裸の子どもたちに服を着せる競走をする場面が好きだったからとか、運動着の幼児の写真（当時有名になった五つ子の運動会のスナップ写真）を見せるとその中の女の子にかなりの反応したとかです。また、事件の前々日の姪の運動会を見に行き、刺激を受けたということも関心の高さを

表す事実として紹介されています。

そして青山さんが逮捕された時に持っていた新聞の切り抜きにも注目しています。この切り抜きは簡易シャワーの広告で、その中に裸の女の子が男の子にシャワーをかけている写真が載っていました(45ページの「写真参照」)。一見なんのこともない広告なのですが、これも青山さんの性的関心が高いことを示す資料として紹介されています。

さらに中田教授は、青山さんの性的関心度が高く、それが子どもに向けられていることを示す実験を行っています。少し長くなりますが、その箇所をそのまま抜き出してみます。

次に多少、実験的に性的関心度を見た。鑑定人は週刊紙のグラビア写真から次のようなものを選び、また被疑者が切り抜いていたのと同じ「少女がシャワーの水をかける」写真(白黒)も利用した。

- A 一四歳の少女の水着の写真、カラー。
- B 外人女性(成人)の水着写真、カラー(Aより大写し)。
- C 女の子(五、六歳?)が全裸(横、後より写す)

でシャワーの水を水槽の男の子にかけている写真、白黒、新聞切り抜き。

D 成人女子の舞踊の写真、白黒、全裸。

これらを用いて、被疑者の関心度を見た。

- 1 AとBではAがよいという。可愛いという。
- 2 AとCでは、両方ともよい。どちらも同じだという。
- 3 CとDでは、Cのほうがよいという。
- 4 A、B、Cでは、Cが一番よいという。

以上から、被疑者には性的関心は成人にも向けられないことはないが、幼児に対してより強く、児性愛(ペドフィリー)が存在することは明らかである。

たったこれだけの実験です。確かに中田教授は、「多少、実験的に」と断ってはいるのですが、しかし実験と言うには余りにお粗末なものです。けれども、中田教授は、これまでの面接などの結果とこの実験らしきものによって、青山さんの性的関心は幼児に対して強く働くので、青山さんが児性愛者であることは明らかだと唐突に結論づけています。しかし、果たして、数回の面接やこのような実験で断言できるのかどうか非常に疑問です。

さらに、この「実験」で青山さんの児性愛を示すものとして使われた新聞の切り抜きにも問題があるので。中田教授がこの切り抜きを実験に使用したのには理由がありました。それは、取調べの中で、青山さんがこの新聞の切り抜きを使って、四月くらいからマスターベーションをしていたと供述している箇所があるのです。多分、中田教授はこのことに注目したのでしょう。しかし、この新聞の切り抜き、当然新聞ですから裏面があります。そこで、シャワー広告の裏を見てみると、葬式の案内が載っていました。そして、よく見てみると、その新聞の切り抜きは事件の前日のものだったのです。

面接やこの実験での青山さんの言葉をそのまま受け取るなら、子どもに対する青山さんの感情はただ単にかわいいというレベルにとどまるのではないのでしょうか。さらに、青山さんのこのような言葉と先の性的知識を合わせて考えると、彼がこのような内容の犯行を引き起こすとは思えません。しかし、中田教授が「児性愛」という診断名を鑑定書に書きつけることによって、青山さんと犯行とを結びつける動機が形作られてしまったのでした。

### 青山さんの責任能力と訴訟能力

さて、起訴前鑑定を中心となる責任能力と訴訟能力について、中田教授はどのようなプロセスをたどって、先にあげた結論を導き出したのでしょうか。

まず、一般的に使用されている方法で知能指数を検査し、青山さんの知能指数三六という結果から、重度の知的障害者であるとしています（知能検査自体が持つ問題も種々あると思いますが、ここでは置いておきます）。その上で、中田教授は、知能指数五〇未満の者については「責任無能力」と認める諸外国の基準に従うならば、責任無能力と認めるべきであるとしています。しかし、これは一般論であり、特にヨーロッパでは不起訴ないし無罪になっても保安処分があるので、責任無能力を認めているのであって、日本にはそのような制度がないので、鑑定人としては意見を控え、責任能力の判断は法律家に委ねると言っています。どうして中田教授は、保安処分が日本にないという理由で責任能力の判断を保留にしたのでしょうか。どうも、保安処分がないから責任無能力者として不起訴ないし無罪にしてはならないと読めてしまいます。

次に訴訟能力についてですが、中田教授はやはりここでも同じような言い回しをしています。つまり、青山さんに訴訟能力がかなり欠けていることを認めつつも、「有能な弁護人がつくならば、被疑者が著しく不利な立場に立つとも考えられないので」、訴訟能力がないとは断定できないと言っているのです。そこには同じように、このような犯罪者を不起訴、無罪にしてはならないという文脈があるのです。

検察は、これらの鑑定の結果を受け、一二月一五日、青山さんを起訴したのでした。しかし、裁判も始まっていないのに、なぜこれほどまで青山さんを犯人であると断定した鑑定になったのでしょうか。それは、はじめに書いたように、鑑定が捜査側が収集した情報、つまり青山さんを有罪にするために集められた情報に依拠して行われるからです。偏った情報、鑑定人の先入観、そして依頼人である検察の要望等がいまって、「被疑者」犯人」を前提とした鑑定書ができてしまったのです。

## 青山さんを犯人にする

青山さんを有罪にするために、裁判には多くの物的証拠が提出されました。被害者の遺留品の他、油の入ったオロナミンCのビン、石、ガスライターなど、裁判で認められた証拠品だけでも多数にのぼります。その他に青山さんの家から押収されたものなどを合わせると膨大な数になり、それぞれがどのように犯行に関係するのか、一見不明なものばかりです。しかし、青山さんの自白の中には、それぞれの証拠が組み込まれて、犯行を演出しています。

証拠から犯人にたどり着けばいいのですが、野田事件の場合はその様子が違います。青山さんが犯人ではないかと注目され、逮捕された経緯を考えると、証拠から青山さんにたどり着いたとは言えないのではないかと考えてしまいます。

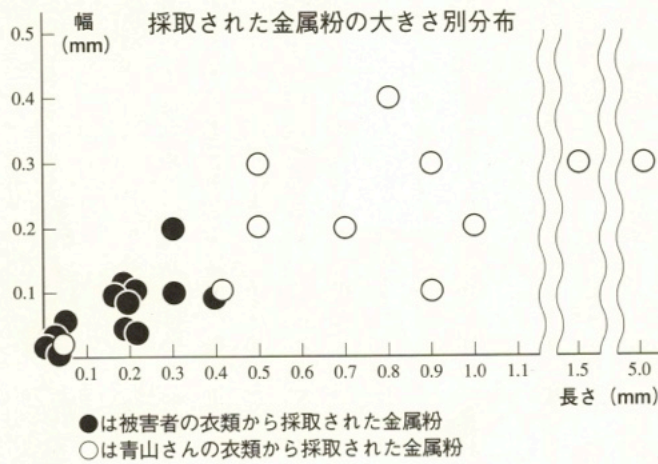
そこで、ここでは逮捕の決め手となったという「金属粉」と「油」を取り上げてみたいと思います。

### 金属粉

青山さんは、事件当時、口紅の中具を削る内職をしていました。近所の人から斡旋してもらった内職だったのですが、その際に出る金属粉と被害者の女の子の着衣に付いていた金属粉が一致したということです。つまり女の子と接触した際に、青山さんの服についていた金属粉が女の子の服に付いたということです。しかし、本当に金属粉は一致したのでしょうか。

警察が金属粉を見つけたのは、事件発生の翌々日に発見された被害者の衣服などの遺留品からでした。発見された後、各遺留品についていた土砂や微物をブラシで落としていくと、金属粉様のものが発見されました。そして警察は、青山さんに内職を斡旋していた人に、内職で出た金属粉を提出させています。その結果、被害者の遺留品に付着していた金属粉と内職で出る金属粉が一致したという報告書が提出されるのです。そ

れが、青山さん逮捕の前日でした。そして逮捕後、青山さんの衣類からも金属粉が検出され、その金属粉と女の子の遺留品についていた金属粉が同じものであるかどうか、検査にかけられました。結果は、両方から



採取された金属粉は「形態が酷似」しているという内容でした。こう書いてしまうと青山さんと女の子は実際に接触があったかのように思います。もう少し詳しく見てみましょう。

「形態が酷似」、つまり形は似ているということ。では、大きさはどうなのでしょう。検査にかけられた金属粉の大きさをグラフにしてみました（金属粉は実際にはアルミニウム製のもの、真ちゅう製のもの、二種類が検出されていますが、煩雑になるのを避けるため、上のグラフではその違いを無視しています）。すると、どうでしょう。大きさの分布は全く異なります。これでは、同一のものとは言えないはず。ただ、グラフをよく見ると、大きさがよく似たものが二つあります。たった二つとは言え、大きさが同じような金属粉があったのです。ところがこの二つの金属粉は、被害者と接触しようもない、青山さんのズボンのすそその折り返し部分と靴下の内側から採取されたものなのです。被害者と青山さんをつなぐ金属粉。犯行ストーリーから考えれば、「青山さんが被害者に抱きつくようにして衣服を脱がせた時」に付着したと思われていました。いや、「犯人＝青山正」を前提にした時には、この被害

者の衣服についていた金属粉はどのように考えなければならなかったのかもしれない。しかし、「犯人Ⅱ青山正」という前提がなければ、それほど重要視することではなかったのかもしれない。冒頭にも書きましたが、青山さんは事件当時、近所の人の斡旋で口紅の中具を削る内職をしていました。そして、斡旋した人も自宅で数人の人と一緒に同じ内職をしていました。この内職で出た削りかす（金属粉）は、周囲に飛散したりゴミとして捨てられていました。ですから、被害者の衣類が発見された周辺の土砂にも金属粉が混じっていました。ここで注意したいのは、被害者の衣服に付いていた金属粉が土砂に混じった状態で発見されたことです。よって、この金属粉というのは、被害者と青山さんが接触したことを示すものではないのです。

### 食用油

逮捕のもう一つの決め手となった「食用油」に、なぜ警察は注目したのでしょうか。

一つは、被害者の女の子の口の中に詰め込まれていたハンカチとパンティに油が付着していたこと、もう一つは遺体の足元に二〇ccの油が入ったオロナミンC

の空き瓶が埋まっていたこと、そして遺体発見から二日後に見つかった遺留品のうち、体操服、スカート、ショートパンツにも油が付着していたこと。この三つが「油」にまつわる問題の始まりでした。

警察の報告によれば、被害者の衣服などに付着していた油は動植物油でした。警察は、これらの油と青山さんとの関連を調べるため、青山さん宅に残っていた食用油二本を任意で提出させて、被害者の衣服に付いていた油と同じものかどうかを鑑定にかけています。鑑定はそれぞれの油の脂肪酸組成を調べるというものだったのですが、その結果は、被害者のスカートとショートパンツに付いていた油、オロナミンCの油、青山さん宅の二本の油は、その脂肪酸組成が「極めて類似」というものでした。しかし、被害者の口に詰め込まれていたパンティに付いていた油は、組成が他の油とは異なっていました。

パンティに付いていた油のことを横に置いておけば、油は青山さんの手を経たもののように思われます。しかし、鑑定というものは注意しなければなりません。これまでの多くの冤罪が鑑定によって生み出されてきた事実があるのです。

では、この野田事件の油の鑑定はどのようなのでしょうか。まず、一つは、鑑定で油を比較したガスクロマトグラフというのは、一般的にかなり大雑把な比較しかできず、決して同一性を判定できるものではないという事です。そして、もう一つは、警察が押収した油は、青山さん宅のものだけだったということです。ほかの家庭にあった油や、さまざまな条件で保存されている油などと比較しての結果ではないのです。「極めて類似」というには、他の油と比較して、青山さん宅の油が被害者の衣服に付着していた油と「極めて類似」していることが示されなければ、証拠として意味はないはず。さらに、バンティに付いていた油は、結局青山さん宅からどこからも発見されていません。

ここでは、逮捕の決め手とされた二つの証拠について見てきましたが、やはり物的証拠から青山さんに捜査が行き着いたのではないことがはっきりしました。青山さんを有罪とした証拠は、「犯人＝青山」という前提の上で被害者の遺留品から発見されたさまざまな証拠を意味づけていくという、証拠から人（犯人）ではなく、人（犯人）から証拠へというプロセスを雄弁に語

っています。野田事件の捜査は、冤罪事件を産み出す典型的なものだったのではないのでしょうか。

# 無実を示すモノたち

灰色はクロ

疑惑と疑問は有罪証拠

そんな裁判はいらない

もしも、はない

ひっくり返そう、あの有罪判決を



## 無罪への道

前章では、野田事件の発生から青山さんの起訴までを見てきました。そして逮捕の「決め手」とされた金属粉と油が、実は「決め手」でも何でもなかったというところが後の公判の中で明らかになりました。

この章では、一審（千葉地裁松戸支部）から上告審（最高裁）までの公判と弁護活動の中で明らかになってきたことを整理し、続いて再審請求の四本の柱（供述鑑定・法医学鑑定・指紋鑑定・ふたつのカバンの写真鑑定）に関して、それぞれ項目ごとに見ていきます。

### 裁判の中で

野田事件の裁判は、一九八七年一月二六日の一審有罪判決（懲役二二年）、八九年九月六日の東京高裁控訴棄却判決と続き、事件から一四年後の九三年一二月二〇日に最高裁が上告棄却を決定して青山さんの有罪が確定しました。一審の最後の段階、八六年の秋になって青山さんは「本当はやってない」と否認に転じまし

たが、判決はほとんどそのことに向き合おうとしませんでした。

一審の公判が始まってから有罪が確定するまでの四年という時間の中には、さまざまな問題が潜んでいます。27ページでふれたような露骨な見込み捜査がありましたし、33ページ以下で紹介している起訴前の精神鑑定もありました。この鑑定は、青山さんを犯人らしく仕立て上げる役割を果たしただけでなく、「手術的去勢」や「薬物去勢」の必要性まで主張するという、とても問題のあるものでした。

さらに、一、二審の判決文には、自白や物的証拠の評価をめぐって裁判官の根深い偏見を見ることができま。例えば二審判決は、青山さんが持っていたとされる新聞の切り抜き（次ページ写真）が「被告人のように性的関心が児性愛の段階にある精神発達遅滞者にとっては、性的刺激となり得ることは経験則に照らして明らか」だと述べています。判決はその切り抜きを

「幼女の裸体写真」などと表現していますが、実際は男の子と女の子がシャワーを浴びている写真が右端に載っているシャワーの宣伝広告であって、写真のスペースは切り抜き全体の五分の一ほどに過ぎません。他はほとんど活字で占められているのですから、仮に青山さんがこの広告を切り抜いたのが事実だとしても、風呂嫌いの彼が湯船にっからずにする簡易シャワーに関心を寄せたと考える方がよほど自然なはずで、二審の裁判官がどこで先のような「経験則」を得たのか知る由もありませんが、このように青山さんの知的障害を利用してしるかしか思えない手前勝手



青山さんが持っていたとされる新聞切り抜き

な判断は、自白が大きく変わったり、自白と証拠の間に矛盾があったりするのを説明する時など、随所で顔を出しています。

そして裁判の中で、青山さんは被告人としての権利をほとんど顧みられていないという問題もあります。これについては次の章で詳しくふれますが、二審の判決公判の時、そのことを象徴するできごとがありました。裁判長は、判決理由を朗々と読み上げた後、青山さんに向かって一言、「詳しいことは、後で弁護士の先生から聞いてください」と告げたのです。これを裁判官の親切心と受け取ることもできます。しかし、仮にそうだったとしても、この言葉はとても大きな問題を提示しています。青山さんは、自分の自由や生命を左右する裁きの場で、どれほど自分の状況を理解し、主体的に関わることができたのでしょうか。そのことを可能にするために、裁判ではどのような保障や工夫がされ、彼の権利が守られたのでしょうか。これは野田事件が差し出す大きな問題の一つです。

#### 証拠の構造

さて、野田事件には直接的な証拠が一切ありません

でした。前章でふれたように、金属粉や油は決め手でも何でもありませんでした。さらに、遺体発見現場からは四一個の指紋と五六個の足跡が採取されましたが、その中に青山さんのものは一つもありませんでした。終始素手で犯行を行ったとされる青山さんが、一つの指紋も付着血痕も残さないということは考えられません。この本ではふれることができませんが、その他のいくつかの物証（被害者の手足を縛っていた紐、被害者の体内から見つかった乾電池など）も、青山さんと犯行をつなぐ証拠にはなり得ないことが早くから明らかになっていました。

そして青山さんの自白も、浜田寿美男さん（現在、奈良女子大学教授。彼には他に、同じく冤罪事件である甲山事件や狭山事件での供述分析があります）の分析（浜田鑑定）によってその信用性が否定されました。いたる所で他の証拠との間に矛盾が生じ、青山さんの想像と捜査側の都合の合作としか考えられない変遷を繰り返していたのです。

そうなると青山さんを有罪だとする証拠は、青山さんの自白によって彼の定期入れから発見されたとされる被害者のカバンのネーム片ぐらいいしかありません。

このネーム片というのは、被害者の女の子の赤いカバンの裏に住所と名前が書かれていた部分のことです。上告審に入るまでの段階で、検察の有罪立証を支えていたのは、ほとんどこのネーム片だけだったと言っても決して過言ではないでしょう。

このネーム片に関しても、二審判決は苦しい言い訳を重ねていたのです。カバンを含む被害者の遺留品が、遺体が見つかった古井戸跡の穴からわずか一八mの所で発見されたにもかかわらず、その発見まで一日半もかかったのは「何者かが後日そこに投棄したのではないかとの疑いさえも、生じないわけではない」、青山さんから押収した時に定期入れの中を見なかったのは「信じ難い感があることは否定し得ない」、押収してから一〇日間もその中を調べなかったのは「迂闊といえれば迂闊であるが、あり得ないことではない」、ネーム片が発見されたというその日、証拠品の保管場所から同じ野田署の取調室まで定期入れを持ってくるのに一、二時間かかる（後で見るとように捜査官の発言が録音テープに残っています）というのも「不可解といえれば不可解である」といった具合です。それでも、高裁はネーム片の証拠価値を認め青山さんの控訴を棄却しまし

た。「不自然不可解ではあるが、あり得ないことではないから実際にあったのだ」というのがその「論理」の全てです。この段階で既に、私たちの日常感覚だけでなく「疑わしきは被告人の利益に」疑わしいというだけで罰してはならない」という刑事訴訟法の大原則が踏みにじられていたと言えます。

### 証拠ねつ造

上告審に入ってから、弁護団は全く新しい主張を展開しました。取調べの時、捜査官が被害者のカバンを別のカバンとすり替え、そこからネーム片を切り取って青山さんの定期入れに忍ばせたという主張です。詳しいことは後に譲りますが、この「すり替え」の主張がとても重要であり、最高裁としても無視できないはずのものであるということは、これまで証拠について述べてきたことを考えれば明らかです。ネーム片の証拠価値が失われれば、検察の有罪立証構造は根本から崩れ、そして有罪判決も覆るはずで

ところが最高裁はこの主張を無視しました。棄却決定はわずか十数行の内容のないものですから、「カバンすり替え」の事実そのものがないと判断したのか、「す

り替え」の可能性そのものは否定しないが、それを事実と認め原判決の事実誤認を言うには証拠が弱いと判断したのか、まったく分かりません。

弁護団はもちろん、事態を楽観視していたわけではありません。と言うよりむしろ過去の多くの事件がそうだったように、最高裁で門前払いの決定が出る可能性は十分に予想されました。だからこそ弁護団はネーム片を中心に、検察側の立証構造全体に対する反論を精力的に積み重ねてきていたのです。九〇年三月三〇日付の上告趣意書から九三年九月二八日付の補充書まで計五通、「犯行現場と遺体発見現場は異なる」という重大な法医学所見をはじめとして、内容は詳細多岐にわたるものでした。しかし、最高裁にそれらの主張は届きませんでした。

青山さんと私たちの再審請求に向けた歩みが始まりました。その歩みはとても困難なものでした。もちろん、証拠の新規性・明白性を開始要件とする再審を求める闘いそのものが困難であることは言うまでもありませんが、さらに知的障害のある青山さんと救援する側の私たちとの関係が抱える問題もあります。それは、

私たちが青山さんを意識的あるいは無意識のうちに引っ張り回してしまふ危険性です。それらを一つひとつクリアしながら、やっと再審請求を現実的なものとする地点までたどり着くことができました。

では、その再審請求は具体的にどのような内容で構成されるのでしょうか。その骨格を形成する四つの柱をそれぞれ見ていきたいと思います。

## やってないけど「やっちゃった」

青山さんは、警察と検察の取調べで自白をしています。正確に言えば、逮捕から二、三日間は否認していることが新聞などから読み取れるのですが、それ以降は自白に転じているようです。そして、青山さんの自白が記録された供述調書は、自白が始まった一〇月二日から一〇月一五日までの間にあわせて一四通になります。その調書では、最初はごく断片的に犯行内容が供述されているに過ぎないのですが、徐々に断片的な内容が積み上げられて犯行全体の流れが明らかになり、さらにいくつかの軌道修正を経て、ようやくまとまった最終的な自白になっていくのです。しかし、犯行の全容を語った最終的な自白でも、他の証拠と矛盾する内容が含まれているなどさまざまな矛盾が依然残っていました。

青山さんの取調べ当時の言葉を伝えるのは、この調書だけではありません。警察は青山さんに知的障害があることから、後々の裁判で取調官が青山さんに無理

やり自白させたのではないのかということが問題になると考え、取調べの様子を録音していました。

現在、日本の取調べでは、一般的には録音や録画などは行われていません。さらに、裁判になっても証拠として提出されるのは、せいぜい検察官が取り調べた調書だけです。そのような状況を考えると、取調べの録音テープが証拠として提出されるということ自体が非常に稀なことなのです。しかし、野田事件では実際の取調べの様子が収められた録音テープが証拠として出てきました。ただ出てきたのは出てきたのですが、そのまま再生してもはっきりと聞こえなかったり雑音が大きかったりと、非常に録音状態が悪いものでした。そこで何とか聞き取れるところを書き起こしたところ、調書からは見えなかった青山さんの言葉が見えてきたのです。

ここでは、青山さんの自白を分析した心理学者による鑑定をもとにして、青山さんの自白に迫ってみたい

と思います。

### 録音テープから読み解く「青山さんの自白」

まず、第二審の真つ最中、一九八九年に完成した浜田鑑定から見えていきたいと思えます。浜田鑑定は、取調べ時の録音テープを中心に青山さんの自白を分析しています。

取調べ時の録音テープを聞いてみると、取調べの中で青山さんが否認をしていた段階と自白をしていた段階があることがわかります。否認をしていた段階の供述は調書にされておらず、録音テープからしかうかがえません。さらに否認期は、自白には程遠い供述をしている前半と自白へと揺らいでいく後半に分かれます。そして自白期は、犯行の各要素が形成されていく初期、犯行筋書きが形成される中期、そして犯行筋書きが変わっていく後期と三つの段階に分かれます。

まず、問題となるのは取調官の尋問姿勢です。少なくとも録音テープを聞くと、その姿勢はソフトであるように聞こえますが、取調べの内容は、「青山「犯人」」であるとする事件仮説を強固に持っていることが分かります。これは取調べ期間を通じて見られるものでした。

次に供述内容ですが、青山さんは逮捕から三日間は否認します。しかし、青山さんは取調官の尋問に大きく揺れ、殺人を第三者に教唆されたような話や、諦めや開き直りともとれる話を繰り返し、とうとう自白へと転じていきます。しかし、その自白は真犯人が改悔して犯行の全容を明らかにしていくというものではなく、個々の証拠に対応する内容を追及されて一つ一つ供述するというものでした。そして、取調官が警察官から検察官に代わると、個々の証拠についてはなく、犯行全体の流れへと供述内容が変わっていきます。けれども、検察官が警察での供述をもとに犯行全体の流れを作ろうとすると矛盾が生じてしまいました。

例えば、犯行導入部分では、青山さんが女の子に、いつ、どのような加害行為をしたのかということが問題となりました。先に取調べに当たっていた警察官は、「まず女の子を襲って、何らかの加害行為によって女の子の抵抗力を奪い、服を脱がせてわいせつ行為を行う」という事件仮説を持っていました。取調べで青山さんは警察官にその加害行為を「頭をげんこつで殴った」と供述しています。しかし、女の子の頭には3cmの陥没骨折があり、検察官はげんこつぐらいで陥没骨折が

できるのかと疑いました。そして、検察官は遺体発見時に遺体の頭部に乗せられていた大きな石（61ページの写真参照）に注目し、「まず女の子を捕まえて竹林に連れ込み、裸にした後、古井戸跡の穴に抱え落として石を頭に落とす」とストーリーを変えてしまったのです。この仮説をもとに追及された青山さんは、加害行為を「げんこつで殴った」から「頭に石を落とす」に変え、またその時期も犯行の最初ではなく、後にずらして供述することになりました。

このように自白中期では、検察官の事件仮説に沿った自白を展開することになります。検察官は自白初期の犯行ストーリー上の矛盾や他の証拠と食い違いを解消しようとしたましたが、依然その矛盾や食い違いは残されたままでした。

そして、最終的には、数々の矛盾点が徐々に修正されて何とかまとめられていくのです。ただようやくまとめられた自白でしたが、青山さんの知的障害をうかがわせるような供述が一切ない上に、自白としても完全なものではなく、右に書いたような矛盾を依然として含んだものでした。

このように青山さんの自白は徐々に形作られていき

ました。最終的にまとめられた調書の自白が真実だとすれば、それまでの取調べで青山さんの供述内容が変わっていったのは、嘘が暴かれていった過程でなければなりません。しかし、青山さんが取調べでその自白姿勢を保っているにもかかわらず、個々の犯行要素で嘘を繰り返す理由などないはずで、また、「知的障害」という理由では説明のつかない、決定的な部分に関する変遷や矛盾が存在しているのです。ここにも先ほど挙げた取り調べる側の事件仮説への強い固執が影響しているのです。

青山さんは、取調官の揺るぎない信念に基づく追及を受けて、自分の言い分を聞いてもらえないと諦めて自白に転じてしまったのです。当初は、青山さんには犯行の詳細な様子など分かるはずもなく、どう答えていいか分かりません。けれども、取調べが繰り返されるなかで、青山さんは取調官から聞かれることの「正解」が分かるようになります。しかしすべてを覚えられたわけではありません。また、新しいことを聞かれた際には、犯人になったつもりで想像をめぐらせて答えようとしたのです。

以上のように、青山さんの自白は、真犯人が追及に

耐えられなくなって自白したものではありません。警察官や検察官が他の証拠に合うように考え出した事件仮説と青山さんが想像をめぐらせて供述した内容が絡まりあった共同産物なのです。

### 青山さんの調書には取調べの内容が反映されているのか

次に取り上げるのは、再審請求に向けて進めている意見書です。この意見書では、取調べ時の録音テープに収められている取調べの内容が、なぜ調書に反映されていないかを分析しています。

青山さんの調書の内容と録音テープの内容を比べると、その様子は全く異なります。録音テープでは、青山さんが言ったことを取調官が指摘して修正するなどのやりとりが見られます。それに対して、調書では青山さんは取調官の質問にすらすらと答えていることになっていのです。いくら記録者によって編集された可能性があるとしても、供述調書は取調べ場で生じたことを正確に記録しているはずで、そこで、一通の調書のうち自白がまとまった内容になっている一〇月一日の調書に注目しました。この日の取調べは、録音テープにもその様子がほとんど収められていました。

まず、調書と録音テープのそれぞれで、取調官と青山さんのやりとりが何回あったかを算出します。この一〇月一日の調書では取調官の質問と青山さんの答えが、まるで会話をしているように順番に記載されています。また、録音テープは取調官と青山さんの会話を記録しているので、それぞれがおおよそ順番に話しています。そこで、取調官の質問に対する青山さんの答えという一組のやりとりを一ペアとします。すると、調書では八七ペア、録音テープでは一一二〇ペアのやりとりが収められていました。平均すると、調書上の一ペアは録音テープではおおよそ一二・九ペア分ということとなります。また、調書の八七ペアのうち、録音テープのやりとりに対応するのは六ペアだけでした。では、調書の残り八一ペアは調書に記載されていく中でどのように変わったのでしょうか。

一つ目は、情報の出所の変化です。調書上では、青山さんの方から供述した内容は七〇%近くあったにもかかわらず、録音テープでは四〇%ほどでした。つまり、調書にする前に取調官が話した内容が、調書上では青山さんが供述したことになっているのです。

二つ目は、取調官と青山さんのやりとりの矛盾や混

乱の消失です。録音テープでは取調官と青山さんのやりとりが混乱したり矛盾したりしたまま進んでしまっているのに、調書ではそのようなやりとりがなくなっているのです。例えば、女の子を待ち伏せしていた時間についてです。そのやりとりを見てみると、最初は「正午過ぎから待っていたのだな」と聞かれ、「来ると思っていた」と答えています。しかし、それでは早過ぎると思つた取調官は「午後二時から三時くらいに女の子が帰ってくるんだっけ」と聞くと、青山さんは「うなずきました、では何時ごろから待ち伏せしていたのか」と聞かれると「午後一時から」と答える。やはりそれも早過ぎると思つた取調官は「二時から三時に女の子が帰ってくることを知っていたのでしよう」と追及すると、「じゃそのくらいかな」と青山さんから取調官に聞き返す始末。そんなやり取りが続く、最後には午後一時半から待ち伏せしていたという事に落ち着くのです。このようなやりとりは三三ペア続きでしたが、調書では、「女の子が帰ってくる細い道にお兄ちゃんが行ったのは何時ごろ。―正午過ぎの一時半ごろから行って待っていた」と一ペアにまとめられていたのです。このような矛盾や混乱の消失は、八一ペア

中三三ペアで見られました。

三つ目は、新たな付加です。これは、録音テープでは青山さんが話してもいないことが、調書では青山さんの供述として組み込まれているという特徴です。例えば、青山さんは被害者の女の子の頭に石を当てたという事自体を認めていないのに、調書では女の子の頭に当てたということになっています。こうした新たな付加は、八一ペア中一六ペアで見られました。

このように録音テープと供述調書を比べると、実際に青山さんの供述した内容が調書を作成する際にさまざまに変換され、それが青山さん自身の供述とされていることが分かりました。

#### 描画の意味

しかし、例え調書を作成する過程で、青山さん自身が供述していないことなどが組み込まれたとしても、青山さんはそれなりに事件について取調官と受け答えをしています。犯人として事件のことを知らない青山さんは、なぜ取調べの中で取調官と事件のことをやりとりできたのでしょうか。

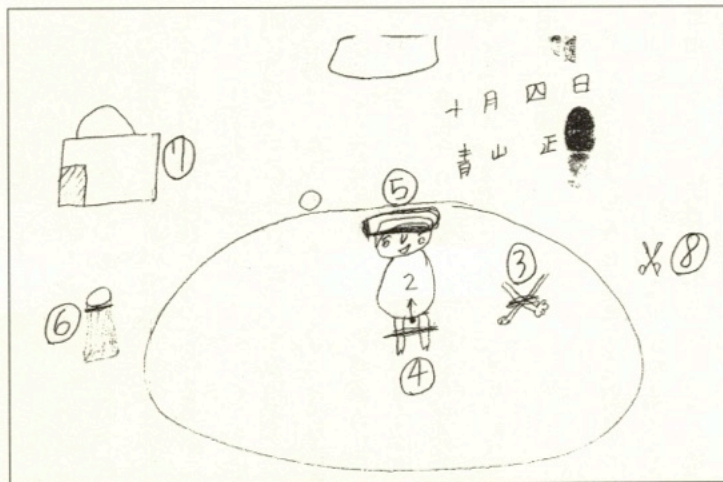
その原因は取調べの際に描かされた「絵」にあります。

す。青山さんが自白に転じた後の取調べでは、取調官は事件現場の様子などを「絵」として青山さんに描かせています。それらは供述調書に添付されているものだけでも一八枚になります。取調べ当初は、取調官が追及を重ねても、納得のいく供述を引き出すことはおろか、青山さんとのコミュニケーションさえうまくできませんでした。ところが、青山さんに「絵」を描かせながら取調べを行うと、青山さんとのやりとりもうまくいき始め、取調べが順調に進んでいくのです。まるで「絵」が青山さんの供述をどんどん引き出すかのようにでした。

しかし、録音テープで青山さんが「絵」を描いている際の取調官とのやりとりを聞くと、青山さんが犯人として事件の様子を思い出しながら「絵」を描いているわけではないことが分かります。事件が起こったのは過去のことですから、当然取調官の言い回しの多くは過去形です。それに対して、青山さんは圧倒的に現在形の言い回しが多いのです。しかも取調官の言い回しは、「絵」を使っているようにいまいと現在形と過去形の割合は変わらず、過去形の方が多のですが、青山さんは「絵」を描いている時の方が現在形の言い回し

をたくさん使っているのです。

「絵」を使えば取調べは進む。けれども青山さんの言い回しは過去形より現在形の割合が増える。これは、



1979年10月4日付け員面(司法警察員面前)調書に添付された図面。調書に記載された取調官の説明によると、中央付近の「→2」は被害者の体内に乾電池を入れた状態、③は手を縛った状態、④は足を縛った状態、⑤は頭の上に乗せた石、⑥は油を入れたビン、⑦は被害者のカバン、⑧はカバンを切ったハサミ。大きな楕円は遺体が発見された古井戸跡。矢印の使用や両手を体から離して描く描き方などを見ると、青山さんが自発的に描いたものとはとうてい思えない。

取調べで「絵」が使われることによって、青山さんが供述しやすくなったということではありません。「絵」を使って取調べをすることによって、青山さんと取調官の間に、会話の対象として共有できるものができたのです。青山さんが「絵」を描く際には、取調官は「ここはこうじゃないか」と具体的に教えてくれます。そして青山さんは、目の前にある完成した「絵」をもとに取調官の尋問に答えれば、取調官に詰め寄られずにやりとりができるのです。従って青山さんは、決して事件のことを思い出して供述したわけではなく、目の前にある「絵」をもとに供述を展開していったと言うことができます。

### 青山さんの自白をめぐって

青山さんは、どうして自白してしまったのでしょうか。裁判が始まってから、青山さんは被告人尋問の中で重要な証言をしています。それは、第一五回公判のことでした。弁護人が青山さんの仕事について聞きました。弁護人は当然、青山さんが逮捕される前にやっていた内職の口紅の道具を削る仕事と答えると思っていたのでしよう。しかし青山さんはその時、「やっちゃ

ったの商売」と答えたのです。

録音テープを聞いてきた私たちには、この言葉は重い意味を持つて聞こえてきます。青山さんが逮捕されたから第一五回公判までに、三年近い年月が経っていました。逮捕まではほとんど家族との小さな生活圏の中で暮らしていた青山さんにとって、逮捕され、誰も知らない環境に置かれたことはとてもショックなことだったと思います。おまけに、毎日毎日事件のことを聞かれ、自分がやったと言わざるを得ない状況に置かれていたのです。つまり、青山さんは「やっちゃったの商売」をしていたのです。この言葉は、青山さんが取調べの中でどのような状態に置かれていたのかを如実に表しているのではないのでしょうか。

## 再現ビデオが語る自白の虚構

1979年10月12日、自白の総仕上げの意味もあって、捜査本部は現場で青山さんに犯行を“再現”させ、ビデオ録画しました。そしてそのビデオを裁判に証拠として提出したのですが、そこには自白の不自然さや物証との矛盾がはっきりと現れていました。



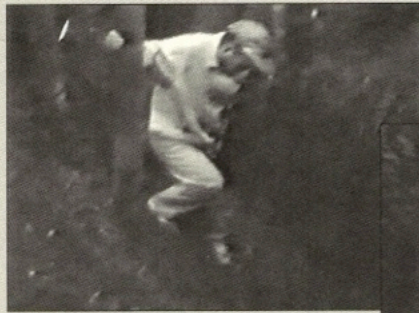
① 女の子を待ち伏せるシーン。竹林の脇の小道は、人通りは少ないとは言っても、下校する子どもや畑仕事の人を通ります。その道端で、青山さん（写真右）は午後2時ごろから40分間もこうして女の子がやってくるのを待ち伏せていたといいます。どうして誰にも目撃されなかったんでしょう？

② 女の子を襲ってから竹林まで連れて行くシーンです。青山さんは左手でさるぐつわを、右手で女の子の手首をつかんでいます。つまり、青山さんの両手はふさがっています。でも後々の犯行の内容では、どうしても女の子のカバンも竹林まで移動しなければなりません。そのために、いきなり襲われて恐怖の絶頂にあるはずの女の子自身が、犯人に協力してカバンを運ぶという奇妙な連行シーンが出来上がりました。





③ 女の子に見立てた人形を古井戸跡の穴に落とした後、青山さんもすぐに穴に入ろうとすると、警察官がしゃしゃり出てきました。「石ころは？ ほら、お兄ちゃんが石ころを、女の子の頭の上にね、落っことして『痛いよー』と言ったって話したでしょ」、「カバンは？ ここまで持ってきたカバンはどうするの？」。自白通りに行動させようと、警察官は汗だくです。ビデオでは、あちこちでこんな誘導（演技指導）が見られます。



④ 青山さんは穴に入る時（左）は竹につかまり、出る時は穴の上にいる警察官に引っ張り上げてもらいました。青山さんは小柄な上に、小さい頃の股関節脱臼の後遺症で足に障害があるんです。右の写真は警察官が穴から出ようとするところですが、足に障害のない警察官でさえ、竹につかまらなと出るのは一苦労です。穴の周囲の12本の竹から18個の指紋が採取されましたが、ずっと素手で犯行を行ったとされている青山さんの指紋は一つも出てきませんでした。



⑤ 最後の方の 女の子のカバンを竹林の外に投げ捨てるシーンでは、どこから投げたのか、その場所をめぐって警察官と青山さんとの意見が一致しません。青山さんにはけっこう頑固なところもあるんです。すると撮影が中断し、再開されると、急に青山さんの元気がなくなって「ほんとに、ここだよ」という、か細い声が返ってきます。ビデオの録画時間は全部で1時間16分ですが、その中にこんな中断が34回もあります。



⑥ 女の子に食用油を飲ませるシーンは、自白では女の子を穴に入れる前になっていました。でも撮影の時、全員、そのシーンが抜けているのに気づかなかったんです。そこで、一通りの再現が終わった後で、このシーンを撮影することになりました。ところで、実際には女の子の胃の中から食用油は見つかっていません。でも、この自白と解剖鑑定との矛盾は裁判では無視されました。

だいたい、女の子が食用油をこくこくと飲むなんて考えられません。青山さんの想像の産物ではないでしょうか。そう考えると、そもそも自白全体が、取調官に教えられたものか、青山さんが犯人を演じようとして必死に想像したものではないかと思えてきます。

ここに、青山さんが取調べを受けた時の様子を録音したカセットテープがあります。そのテープに耳を傾けると、時は戻され、私はその取調べの只中にいるような気にさえなります。

今私が手にしているこのテープは、青山さんの自白の任意性を証明するために、検察が裁判所に提出したテープの中の一部です。事件の一片を切り取ったテープを手にして、“ただ聴けばよかった”のですが、それを受け取ってから、テープをセットして再生ボタンを押すまでに思った以上の長い時間がかかってしまいました。それには二つの理由がありました。一つは、野田事件をさらに知りたいと思っている一方で、小さな女の子が無残に殺されたという事実を前にして、事件に関する「生」の部分を知っていくことへの恐さがありました。もう一つは、日常身近なところで暮らしている、よく笑い、場を盛り上げ、雰囲気や和ませてくれるあの青山正さんが、実際事件に巻き込まれたという事実を前にして、同様の恐さがあったのです。

野田事件については、友人に聞き自分でも調べる中である程度知っていました。しかし、このテープを聴いて、「知っていた」ということをもう一度振り返る必要があるということを知りました。テープに入っていたのは、紛れもなく青山さんの肉声でした。それは当たり前なことなのですが、私はテープを聴いて、青山さんの声を聴いて、正直驚きました。本当にあの青山さんなのだ実感したからです。事件から長い時間が経ち、その時間の経過とともに、実際に起きた事実を「昔の出来事」にしてしまっていました。やはり、身近で起きたこととして感じられていなかったのだと思います。

このテープの反訳と供述調書を見比べたり、「自白」の中身をていねいに見ていくと、取調官は青山さんが知的「障害」者であることに十分「配慮」しているように思えます。でもこの「配慮」こそが問題なのです。青山さんが犯人だと思い込んだ取調官は、意識してやったのかどうか分かりませんが、自分でイメージした犯行ストーリーに沿って青山さんの自白調書を作っていたのです。聞き取り側（「健全」者）の思い込みにもとづいた相手（「障害」者）への「配慮」というのは、問題が見えにくいだけ危険も大きいと言えます。

録音テープの中には、はっきりと青山さんの「どうして俺が犯人になっちゃったのかな」という「生」の声が入っていました。しかしその声は、取調官や裁判官の耳には届きませんでした。やっと出来上がってきた犯行ストーリーを崩すような発言は、青山さんが犯人だと思い込んでいる取調官や裁判官の耳にはやはり届かなかったのでしょう。青山さんは否認できない状況に立たされ、それでもやっと「どうして……」という小さな声をあげたのに、その声は隠蔽されてしまったのです。

## 遺体はふたたび物語る

遺体を調べると、いろいろなことが分かってきます。いつごろ死んだのか、どのような凶器で傷を受けたのか、その傷は生前に付いたものか死後についたものか、などなどです。ここでは、事件当時の法医学鑑定を再審請求のために専門家が再鑑定した結果を参考にしながら、青山さんの自白と照らし合わせて、被害者の遺体の状況から分かることを見ていきたいと思います。

### ハンカチなどの挿入時期

被害者の口の中にはハンカチやバンティが挿入されており、これが結局窒息をもたらして被害者の死因となっていました。このような遺体状況からは、一般に、犯行の最初のころに、被害者が声を出すのを防ぐために口の中に物を入れた、と考えるのが自然です。

法医学的な検討もそれを裏づけています。第一に、被害者の胃の内容物から推定される死亡時刻です。昼食後一〜一・五時間とされていますが、この時刻には

まだ被害者は友達と下校途中でした。しかし、仮に犯行の早い時期に窒息状態となり酸素欠乏があれば、胃腸運動が低下して、胃内容物から推定される死亡時刻がより遅くなることがあり得るので、この矛盾が解決されます。第二に、肺および声門周囲の水腫（水ぶくれ）の存在です。これは窒息が急激にはなくゆっくりと起こったことを示しており、やはりハンカチなどの挿入が犯行の早い時期に行われたこととなります。

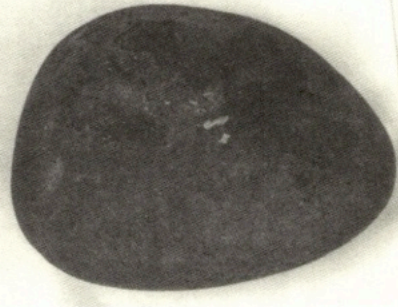
しかし、青山さんが警察などで「自白」したとされる調査や判決で述べられている犯行事実では、犯行の一番最後の方で、ハンカチなどの口への挿入がなされたとされています。犯行として不自然であるうえ、法医学的な事実には合わないのです。

### 右頭頂部の傷

被害者の右頭頂部（頭のとっぺん）には皮下血腫（こぶ）と陥没骨折（へこんだ形の骨折）がありました。

この傷は、被害者の抵抗を鎮圧するため、犯行の比較的早い時期に何かで殴ってきた、と考えるのが自然です。犯人が被害者と出会い、何かで殴って気を失わせ、人気のないところへ連れて行き、わいせつ行為を始め、だんだん意識が戻ってきたので、声を出さないように口の中にハンカチなどを押し込んだのではないのでしょうか。

法医学的にもそのとおりです。第一に、この傷はまさに水腫（水ぶくれ）があるので、少なくとも死ぬ一〜二時間前にできたのです。第二に、頭皮の傷が軽いので、まだ帽子を被っていた犯行の非常に早い時期に殴られたものと考えられます（遺体発見時には帽子は脱がされていました）。第三に、凶器は、例えば片手でパッと殴れる石のようなものと考えるのが適当です。



被害者の頭の上に乗っていた石  
(長径30cm、短径23cm)

し、法医学的にもそういうものが傷の形に合います。しかし、青山さんの「自白」では、犯行の最後に、しかも遺体発見時に被害者の顔の上に乗っていた重さ約一五kgの石を上から落として頭にぶつけたということになっており、全く合いません。

#### 「油を飲ませた」

青山さんは、「自白」によれば、犯行の後半、被害者に食用油を飲ませたとされています。このこと自体考えにくいし、胃からも油は発見されておらず、犯行の早い時期にハンカチなどの口への挿入が行われていれば油は飲めません。青山さんが「真犯人」だとすればこんな話が出てくるはずがないのです。

#### 現場の違い

被害者の発見現場とは別の場所でわいせつ行為が行われ、殺され、運ばれたと考えないと合わない事実がいくつかあります。死体は手足が縛られた状態で発見されていますが、足は陰部へのわいせつ行為の後でなければ縛りませんが、手足を縛った目的として一番考えやすいのは運搬です。

法医学的な見地も、死体の移動を示しています。第一に、死斑（死んで心臓が止まり流れなくなった血液が、重力で体の下になった方に溜まってできる模様）が普通より薄く、その理由としてもっとも考えやすいのが死体の移動です。第二に、被害者の性器からはかなりの出血がありました。発見現場からは血液が確認されていません。青山さんの「自白」では遺体発見現場と犯行現場は同じとされていて、このような状況と矛盾しています。かと言って、足に障害がある上に小柄な青山さんが、体重約二九kgの被害者を、他の現場から足場の悪い竹林まで運ぶのは不可能です。

以上のことは全て、弁護士・救援会の議論や法医学者の意見書等によって明らかになったことです。すなわち、法医学的な事実、青山さんの「自白」とは矛盾しており、青山さんが「真犯人」ではないことを示しているのです。

## 指紋はなかったのか

青山さんの指紋は、現場から出ていません。被害者の遺体が発見された古井戸跡の穴（深さ一・四五m）に青山さんが下りたのなら、そこから上がるためには何かにかまる必要があります。穴の周りには、つかまるのに丁度よい竹が茂っていました。

### 指紋は重要証拠

警察は、真っ先にその竹から指紋を採取しています。その結果は、「識別不能。遺留指紋はない」とされています。遺留指紋というのは、犯罪現場で採取された指紋のうち、警察官などの関係者の指紋に該当しないもので、犯人が残したと思われるものことです。この結果が出たのは一〇月三日。事件が起こってから、なんと二〇日以上も経過しているのです。

犯行現場では、指紋や足跡、さらに髪の毛が落ちていたり唾液が残っていたりするため、あらゆる事象を調べるそうです。そこで犯行現場では、指紋の係、足

跡の係というようにそれぞれ係に分かれて証拠を採取します。現場では各係が競合してしまうので、どの係がどういう方法で、誰が一番先にやるかということがあらかじめ打ち合わせがされています。そしてその中で指紋が一番先に採取されることになっています。やはり指紋は個人を特定することができる情報であり、そのまま犯人に行き着くことができるからです。

野田事件の場合もまず指紋の採取からはじまっています。被害者の所持品の発見場所周辺や死体が埋められていた古井戸跡の周りがある竹から、全部で一九個の指紋が採取されました。

もちろん犯人の指紋だけを都合よく採取できるわけではありません。採取できるものはすべて採取し、鑑識にまわします。その後採取した指紋の一覧表を作成し、誰の指紋か判明したものは随時一覧表に記入していきます。これは捜査員Aのもの、こちらは関係者Bのものというように判別されていきます。また、指紋

の一部しか採取できなかったり指紋が不明瞭だったりして判定不能という場合もあります。そういう場合は「識別不能」と記入されることになります。いずれにせよ、誰の指紋か判定されるたびに鑑識課から書類が出され、指紋の採取から四、五日もすれば一覧表に空欄はなくなるはずで。

ここで、きちんと指紋が採れているのに誰のものとも判明しない指紋があれば、犯人のものである可能性が高いということになります。その現場にいたことが証明されるからです。書類に空欄が残っていれば、その指紋を容疑者の指紋と照合し、一致すれば動かぬ証拠と言えます。

### 「識別不能」の鑑定結果

九月二十九日、青山さんが逮捕されるまで竹から採取された指紋の一覧表は空欄を残したままだったはずで。しかし一〇月三日、千葉県警の鑑識課から出された「現場指紋等の対照結果について」と題された書類では、誰の指紋か不明でそれまで空欄だったはずの指紋をも「識別不能」という鑑定結果にされてしまいました。つまり、現場には関係者以外の「犯人」のもの

と思われる指紋はなかったということです。しかしこの結果は、事件から二〇日以上経過した一〇月三日になるまで、犯人の指紋が現場に残っているのかどうか分からなかった、ということの意味しています。こんなことがありえるのでしょうか。

二〇日以上も残っていた書類の空欄が、青山さんの逮捕の数日後に「識別不能」と結果が出されました。本当に鑑定できないような指紋の跡だったのでしょうか。もし関係者の指紋でもない、青山さんの指紋でもない、「誰のものか分からない指紋」が現場に残されていたとすれば、それこそが「真犯人」の指紋であると考えるのが妥当でしょう。

青山さんの逮捕後、警察はすぐに青山さんの指紋と空欄だった指紋とを照合したに違いありません。そして、青山さんの指紋に一致しない「誰のものか分からない指紋」となったその指紋は、青山さんを「犯人」にしたい警察にとっては不都合があるため、書類上「識別不能」として処理されたのです。つまり、推論ではありますが、そこには「真犯人」の指紋が残されていたのです。

表1 現場指紋採取、対照状況表

区分 番号	採取状況			送別状況			備考 54.9.14
	採取場所	採取物件	ゼラチン数	指紋個数	不鮮明個数	関係者符合個数	
1	画用紙	金魚の絵	コビトリにより採取	3		2	掌1、(左) 被害者右小、掌、被害者父の左掌
2	"	富士山の絵	"	1		1	掌1、(右) 被害者父の右掌
3	"	"	"	1	1		
4	"	朝顔の絵	"	1		1	被害者左示
5		連絡袋内の紙	"	1	1		
6		天気調べ	"	2		1	掌1、(左) 被害者左指、被害者兄の左掌
7		おたよりノート2頁	"	2		2	被害者右環、掌
		" 3頁	"	5		5	被害者左中、環、小、指、掌
		" 4頁	"	5		5	被害者左示、示、中、環、指
		" 最終頁	"	1		1	被害者左掌
		計		22	2	17	3

表2 採取資料一覧表

昭和54年9月11日  
野田警察署

番号	採取品目	数量	採取場所	採取者名	備考
1	指紋	1	① 青竹	高橋部長、篠崎、佐々木	
2	"	1	② "		
3	"	2	③ "		
4	"	1	④ "		警察医 石井孝宗左手掌紋
5	"	1	⑤ "		
6	"	2	⑥ "		警察官 玉沢秀清の左手掌紋
7	"	1	⑦ "		
8	"	2	⑧ "		
9	"	2	⑨ "		
10	"	1	⑩ "		
11	"	3	⑪ "		
12	"	1	⑫ "		
		18			

犯行現場で採取した指紋の中には青山さんと一致する指紋はありませんでした。それで検察側は、裁判でも指紋を証拠として提出してきませんでした。第一審の中で弁護人は、遺体発見現場付近から青山さんの指紋が検出されなかったことをよりはっきりさせるために、採取した指紋が誰のものだったかを記載した報告書の提出を求めました。その時、検察側から出された書類の一部が表1と表2です。

表1は被害者の所持品から採取した指紋が誰のものかを特定していく過程で捜査官たちが作ったものと思われます。当初は遺留指紋に分類されていた3個の指紋が特定されていった様子うかがえます。それに比べると表2は、2個の指紋が特定された結果だけが記載されています。残りの指紋が識別不能の指紋だったのか、それとも遺留指紋だったのかはこの表からははっきりしません。しかし指紋の捜査の現場を考えると、表2についても表1と同様の書式の表があったはずだと思います。そしてその表からは、遺留指紋があったことが分かるはずですよ。

## 齋藤鑑定

この事実は、指紋鑑定士の齋藤保さんによって明らかにされました。齋藤さんは実際に警察の鑑識課に勤め、長年指紋の鑑定に携わった経験を持たれています。そこでの経験を生かし、野田事件での指紋についての鑑定をしていただきました。

齋藤さんは鑑定において、実際に竹に指紋を残し、採取してみるという実験を行っています。事件当時の現場での気象情報も調べ、同条件下であれば指紋は十分採取可能であったとしています。そして、警察内部の指紋取扱規則に照らしてみても、事件発生から二〇日間も結果が出ないなんてことは絶対にありえないことであり、遺留指紋（誰のものか分からない指紋）が間違いなくあったと述べています。

## ないはずの「ネーム片」が出てきた

これまで自白の問題、法医学的な問題、そして指紋の問題を見てきました。この三つの問題を検討しただけでも、青山さんの無実は誰の目にも明らかかなように思えます。しかし現在の日本の裁判では、それがなかなか無罪判決につながりません。とりわけ野田事件の場合は、青山さんと犯行を結びつける最大証拠である「ネーム片」が残っていて、この証拠を崩さない限り、再審無罪への道は遠いと言えます。

私たちが「ネーム片」と呼ぶ証拠は、被害者の女の子の赤いカバンの裏に住所と名前が書かれていた部分のことです。「野田事件とは」の部分でも書いたように、女の子が行方不明になり、その遺体が発見されたのは九月一日のことです。発見された女の子の遺体は全裸で周囲には衣服や持ち物は見当たらなかったのです。そして、遺体発見から二日後、女の子のカバンと衣服が、遺体発見現場からわずか一八mのところで見えられます。

警察によれば、発見された時には、すでに名前の部分はなかったそうです。警察は、犯人が切り取って持ち去ったものとして、犯人しか知り得ない事実としてマスコミには発表しませんでした。それ以降、警察の捜査はこのネーム片に重点がおかれるようになったのです。青山さんが警察に内偵を受けた際も、逮捕された際も、警察が捜し回ったのは、このネーム片でした。逮捕後の青山さん宅の家宅捜索では、トイレの底までさらって捜したようです。しかし、発見できませんでした。

そのネーム片が、逮捕から一〇日後に青山さんの供述をもとに調べたところ、青山さんの所持品から発見されるのです。犯人が青山さんであることの決定的な証拠となりました。

これまでの証拠とは一味も二味も違う、揺るぎない証拠のようです。では、これまでと同じように、丁寧にこのネーム片をめぐる問題を見ていきましょう。

## カバンと遺留品の発見

被害者のカバンは、遺体が発見された古井戸跡から一八mほど離れたところで草むらの上にあるところを、遺体発見の翌々日（九月一三日）の捜索で、開始一〇分後に発見されました。しかし、この場所は前日にも十分に捜索を行ったところであり、足跡がいくつも採取されたところでした。いくら皆さんの捜査とはいえ、真つ赤なカバンを見落とすということは考えにくいように思えます。ここは素直に、犯人が夜の間にふたたびやってきて、被害者の持ち物を捨てて行ったと考えられないように思います。しかし警察は、最初からあったが発見できなかっただけだという態度をとり続けます。

## カバンと遺留品の状態

カバンといっしょに、被害者の紺色シヨートパンツ、紺色スカート、白い体操服上着が、いずれも脱がせた状態のまま裏返しで発見されています。かなり土砂で汚れており、先に書いたように油がついていました。そしてカバンの中には靴下の片方、通学用の黄色い帽

子、イチゴ模様のついた運動靴一足、学用品が入っていました。紛失したものは何もありませんでした。

しかしなぜか、カバンの裏側が幅八cm、長さ一六cmにわたって切り抜かれていたのです。被害者の母親によれば、この部分には

母親によって住所と名前が書かれていました。他にカバンの中にあつた筆箱や下敷きなどにも名前は書いてあつたにもかかわらず、犯人はカバンの名前部分だけを切り取っていました。警察は、このネーム片の切り取りの事実を伏せたまま捜査を進めていきます。

## 家宅捜索

遺体発見現場からは青山さんと直接結びつくような



証拠を発見できなかった警察は、逮捕と同時に行われる家宅捜索に大いに期待を寄せていました。そして、九月二十九日の逮捕と同時に家宅捜索が行われました。この家宅捜査の一番の目標は、やはりネーム片の発見でした。犯人がネーム片を切り取ったと考え、青山さんの自宅からネーム片が見つければ、青山さんが犯人であることは間違いありません。

しかし、トイレの底までさらったにもかかわらず、結局、肝心のネーム片は発見されませんでした。この時に押収されたものを挙げると、乾電池五〇二本、トランジスタラジオ八台、百円ライター二個、オロナミンCなどの空きびん六三本でした。また逮捕時にはいていた作業用ズボンのポケットからは、ビニールテープでぐるぐる巻きにされた定期入れとトランジスタラジオなどが紐や鎖でつながったもの、百円ライター一個、折りたたみ式ナイフ一丁、ミニノート一冊が押収されています。青山さんの身のまわりのものすべてを押収していったという感じですね。

### 「ネーム片」発見の謎

家宅捜索でネーム片を発見できなかった警察は、そ

の追及の矛先を青山さんに向けていきます。青山さんが、否認から自白へと転じた一〇月二日以降、青山さんは毎日のようにネーム片について追及されています。青山さんの供述調書によれば、二日の員面（司法警察員面前）調書ではネーム片の切り取り自体を認めていませんでした。しかし、それ以降は、四日の員面には「川の中に捨てた」、五日員面には「ズボンの絵を書いて、そのポケットに入れたと指示した」、七日員面には「ズボンに入れた」、八日員面には「ズボンに入れたが、のちにズボンをはきかえた。その時布片があったかどうかはわからない」と記されています。そして、一〇月九日の員面では、ついに青山さんがネーム片が定期入れに入れておくことを供述し、定期入れを取調室に持ってきて開けてみると、ネーム片が発見されたと言われています。さらに、この時青山さんが定期入れを自ら開けてネーム片を取り出す様子が六枚の連続写真で撮影されています。この供述調書通りであれば、青山さんが犯人であることは確実です。しかし、このネーム片発見の過程をそのまま信用することができない、次のような事実があります。

一つは、第一審の第九回公判で証言した押収品保管

係で、前述のネーム片取り出しシーンを撮影した高山  
巡査部長の証言です。彼は「(定期入れは)一〇月九日  
一〇時過ぎ、宮崎警部補(取調官)に貸し出しました」  
「(それは)昼休みに一旦返されたと思います」と証言  
しています。さらに、その後ふたたび貸し出され、青  
山さん自身が定期入れを開けて、ネーム片が発見され  
たということです。青山さんの供述調査には、このよう  
な話が出てきません。一体何があったのでしょうか。  
取調べを録音したテープから、その隠された事実が明  
らかにわかります。録音テープの一〇月九日の部分から、  
驚くべき事実が分かったのです。

一〇月九日も、いつものように朝から取調べが始ま  
りました。青山さんはこの日もネーム片については前  
日のおり、ズボンのポケットに入れたと主張してい  
ました。しかし午前一一時前になって突然定期入れの  
中に入れてあると話し始めます(左ページの表を参照)。  
青山さんは定期入れのことを「黒いのでよ、このテー  
プみたいなやつ、こんなちっちゃいのないかい」と言  
い出します。この時の取調官は、家宅捜索の時に押収  
した定期入れであることをすぐに理解します。青山さ  
んがしきりに「持って来れば分かる」と言うので、一

応見ておくかというふうに取り調べが部屋を出て行きま  
す。この時の青山さんは、追い詰められて観念して本  
当のことを言ったという様子は全くなく、むしろ自慢  
げにしゃべっています。取調官もまったく驚く様子も  
なく、「その中に入れてんの?」と問のびした声で笑い  
ながら応答しているのです。そして帰ってきた取調官  
は、何と、「(証拠保管係に)全部開けて見てくれと言  
って、開けてみたけど、何もなかったって」と言っ  
ているのです。

それでも青山さんは定期入れの中にあることを主張  
し続け、持って来れば分かると言いつづけます。すると  
取調官は「お兄ちゃんに見てもらおう」と言います。そ  
して、青山さんが「いつ持って来んの?」と聞くと、  
なぜか「持って来るのに、一時間や二時間かかる」と  
答えました。定期入れなどの証拠品は取調べをしてい  
た同じ野田署にあるにもかかわらず、です。ここで  
「二時だから、お昼にするか」ということで取調べは  
中断します。

午後、また取調べが始まりました。午後は、持って  
来るのに一、二時間かかるといつていた定期入れはま  
だ出てこず、午前中の取調べの内容を供述調査書にして

## 取調べ録音テープにみる10月9日のネーム片発見過程

A：青山さん、M：宮崎警部補、N：中島巡査部長

(午前9時、取調べが始まる。)

A：ほんとにズボンに入れてあるのにな。

M：入ってねえからよ、どっかにお兄ちゃん、しまったんじゃないの？

A：あのよー、黒いのでよ、このテープみたいなのやつ、こんなちっちゃいの無いかい？ このちっちゃいの、このなんだあれ。

M：書いてみないと分かんない。

A：こういうの無いかい？ 付いてねえかい？ あの、紐で、ふたつになってよ、紐はなんだい、あれ、ビニールでのっかってよ、この中によ、入ってんだもんね。今持って来れば、出すのにな。

N：その中に入れてんの？

A：うん、ほんとだよ。

M：何か入れてあるの？定期入れみたいな中に入れてあるの？

A：うん、持って来れば分かるんだよ、どっちに入れてあるか。そのよ、何だ、鎖みたいなのあったらよ、鎖じゃない、…あれ持って来れば分かるんだよ。

(宮崎警部補が取調室を出て行き、青山さんと中島巡査部長だけの会話が続く。しばらくしてから宮崎警部補が取調室に戻って来る。)

M：そっちに何かあるって言ったら、あるって。どんなのがあるって言ったら、…紐が付いてよ、紐のところね、ビニールの袋みたいなのがあるって。その中、全部開けて見せてくれて、開けてみたらよ、何もなかったって。

A：また、冗談言っているな、向こうのお巡りさんも。

M：いや、冗談じゃないよ本当だよ。それじゃねえよ。持って来る。

A：時間かかんの？

M：だから、お兄ちゃんに見てもらうんだよ。時間、時間はなあ。1時間や2時間はかかる。

(午前の取調べが終わり、昼食後、午後の取調べが始まる。)

M：9月のあれだ。11 (いちいち)、11 (いちいち) か。じゃあ、読むでね。「お兄ちゃんが9月11日、玉子屋のEちゃんを押さえた時、どうであったか」。

(この日の取調べ内容をまとめるために、宮崎警部補が捜査官の質問と青山さんの答えの両方を文章化し、調書を作成していく。青山さんは聞きながらうなずいたり、相づちを打ったりするぐらいだった。)

M：「では脱いだズボンの中に、ラジオなど入っていたのか」、「そう」。このくらいにするか、今日はこれでいいのかな。

A：そう。また嘘言ってると思って。ほんとに…だよ。

M：開けてみりゃ分かるな。

A：うん。

(録音テープ終了)

いました。そして、調書の内容を青山さんに確認しているところでテープは切れます。しかしこの後、午後三時一〇分から二〇分にかけて取調室に定期入れが持ち込まれ、それを青山さんに開けさせているところが



遺留品の発見状況を写した2枚の写真のうちの1枚。円内に赤いカバンと服のようなものがかろうじて見える。

六枚の連続写真で撮影されているのです。そして、午前中に取調官が開けて入っていないことを確認した定期入れの中から、ネーム片が出てきたのです。

#### ふたつのカバン

なぜ、午前中に取調官が調べた時にはなかったと言っている定期入れの中から、午後になると青山さんの手で発見されるのでしょうか。遺体発見から二日後に発見されたカバン、逮捕時には押収されていた定期入れ、そして、一度調べたはずの定期入れから発見されたネーム片、もう一度、カバン発見からネーム片発見までを、検察側が示した証拠から追ってみましょう。

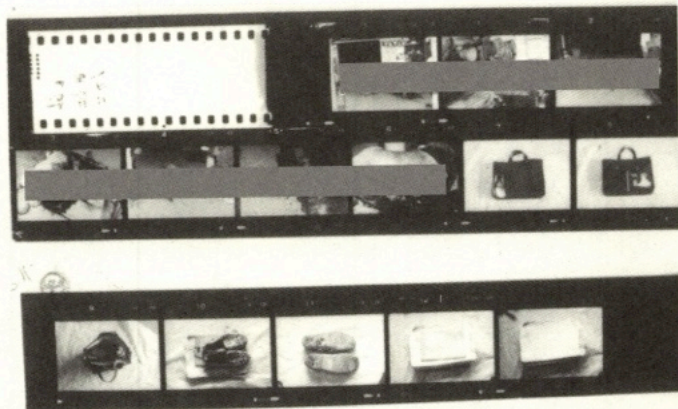
カバンが発見された状況については、検証調書に記載されており、遺体発見現場の周囲の様子や捜査状況がまとめられています。そして、発見直後のカバンの写真は他の写真一二〇枚と一緒に添付されていました。しかし、カバンの発見状況を写したものはたった二枚だけで、それも眼を凝らしてよく見ても、遺留品がどういう状態になっているのか、よく分からないものでした。第一審の法廷で、なぜこのような写真しかないのかと弁護人が問いただしたところ、捜査官は次のよ

うに答えています。

「当時の状況から、風とかありますから、現場から持って行った方がいいということで、現場では撮らず、署に行ってから撮ったのだと思います」。

この時の現場検証では二台のカメラが使われていたのですが、写された写真が同じ角度からの二枚だけというのには、捜査の常識からは考えにくいものです。これだけの写真では、発見された時、カバンや衣服などがどうい状態だったのかという重要な事実を証拠として示すことがほとんど不可能だからです。

検証調書の添付写真は、カバンの後、一緒に発見された衣服などの写真になっていきます。その中には、カバンがはつきり写っている写真がありました。そこで、第一審の際、弁護側は遺留品それぞれを写したネガフィルムの提出を求めました。しかし、出てきたのは、ベタ焼き（フィルムに印画紙を密着させて焼きつけたもの）の写真でした（下）。このベタ焼きの写真の前半七枚は別の事件の現場写真などで、その後、カバンの写真三枚と他の遺留品の写真が四枚があります。そして、これら七枚は、野田署で撮影されたものだと言うのです。しかし、発見時に立ち会った被害者の父



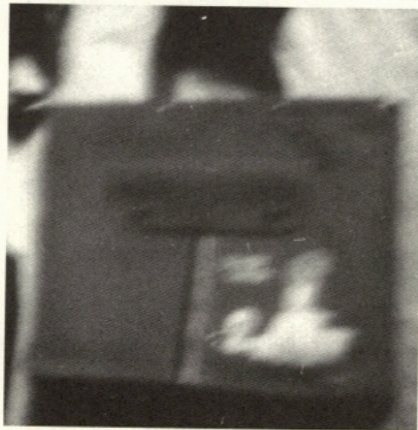
証拠として提出されたベタ焼き写真。別の殺人事件の現場を写した7枚の写真（死体が写っているのでマスクをかぶせた）の後に、被害者の遺留品とされるものが写っている。

親は、警察官が発見後、一〇mくらい離れた平らなところにカバンを移し、カバンの中を一つひとつ取り出して見ては、脇に置いたと証言しています。とすると、このベタ焼き写真は、カバンの中を確認した後、ふ

たたび詰めなおしてから撮られたものであって、証拠保全のために撮ったというものではありませんでした。それも、他の事件の残りフィルムを使って撮影したとされているのです。

証拠として提出されたベタ焼き写真は、どうも信用できません。そこで他の写真もあるのではないかと、弁護側は検察に証拠開示を請求したのですが、全く受け付けられず、他の写真は出てきませんでした。こうなると、自分たちで探すしかありません。一九七九年九月一四日付けの新聞に「発見された遺留品」の写真が載っていました。それを頼りに、新聞社やテレビ局に問い合わせた結果、その写真は、警察が「被害者の遺留品の写真」としてポラロイド写真を公開し、それを各社がカメラで接写したもので、何とか入手することができました。本当はその元のポラロイド写真が必要なのですが、その証拠開示請求をしても、検察は「そんなものはない」と言い張るだけでした。

そこで、私たちは、その写真と現在証拠として保管されているカバンの写真、そしてベタ焼き写真を比較してみました。するとどうでしょう。ポラロイド写真に写っているカバン（下の写真左）と、保管されてい



左は警察が公開したポラロイド写真を接写したもの、右は証拠品として保管されているカバン。

るカバン（写真右）が違うではありませんか。カバンの形態、ボタンの形態と位置、中央のテープの長さなど、いくつかの相違点を発見できます。カバンの製造メーカーに聞いてみても、二枚の写真に写っているカバンは違うものだと言います。

### 証拠ねつ造のストーリー

ここまでカバンの発見経過、ネーム片の発見過程、そして二つのカバンの写真について見てきました。証拠保管係の証言、録音テープから、ネーム片が発見された定期入れは、なぜか二度も調べられており、しかも一度目は何もなかったというのに二度目は青山さんの手でネーム片が発見されていることが分かります。この謎めいた発見過程は、カバンのすり替えという仮説を立てることで一つのストーリーが浮かび上がってきます。

女の子の遺体が発見された際、警察は直接犯人につながるような証拠を何も発見できませんでした。そして、その翌々日、女の子の遺留品を発見し、ついに犯人に直接結びつく証拠の存在を知ったのです。カバンから切り取られたネーム片です。遺体発見の翌日から

疑いをかけていた青山さんを監視し、カバン発見後は、青山さんの周りからネーム片を発見できないかと探っていたのでしよう。しかし、ネーム片は発見できず、前章で見たように「金属粉」と「食用油」によって、逮捕に踏み切ります。そして、いよいよ自宅捜索になるのですが、ここでもネーム片は発見できません。警察は、取調べでなんとか自白を得てはいましたが、それも客観的事実との矛盾を解消できないものでした。「このままでは、こんなむごい犯罪をおかした青山を罰することはできない。犯人は分かっているのに、取り逃がしてしまう」。警察が一〇月九日までに得ていた証拠を見ると、そんな焦りが警察に充満していたことは想像に難くありません。

そんな時に、ネーム片の追及を受けていた青山さんは、頑ななまでにズボンの中、定期入れの中にあると主張します。しかし、ズボンも定期入れも逮捕・自宅捜索時点で押収していたもので、すでに調べずみだったのでしよう。定期入れにはないことは、取り調べていた警察官も分かっていたことでしょうが、青山さんの頑なさに乗じて証拠を自ら作り出したのです。あの一〇月九日、一度定期入れを確かめた後、その中にネ

が投げかけられ、その結果として青山さんや家族に対する差別が拡大し、その後の捜査や裁判に影響を与えたのは事実です。

私たちは、司法・警察・メディア等のような公的に大きな組織などに対しては全く「根拠のない信頼」というものを持つようです。確かに大きな組織であればあるほど、人々の注目を浴び、監視も厳しく公正な判断・報道をする可能性も高いかもしれません。しかし、それらは全て人間を介して行われていることであり、誰か個々人の思惑が全く働かないということはありません。ましてやメディアなどにおいては、少しでも業績を上げる為にスクープを取ろうと駆け回り、少しでも珍しいネタをより早く報道したいと奔走する中で、個々人の思惑が入ってしまうことは容易に想像がつきます。

特に今の社会においては、さらにメディアの影響は増大しているように思えます。2005年奈良で起きた小学生誘拐殺人事件以降、不審者の発見場所リストなるものが即座にインターネット上で誰でも見られるように作られ、どこかで不審者を目撃したなどという情報が流され、時には地域ぐるみでその情報交換をしている学校地域が増えました。確かに子どもたちに犯罪の手が及んでいる状況はどうか打開しないとイケません。しかし、そうした不審者リストなるものの弊害もあると思うのです。

不審者って、誰が何をもって判断するのでしょうか。

もし、情報が間違っていた時、その人の生活や人権はどうなるのでしょうか。

確かに不審者といっても「何か悪いことをした人」と決め付けてはいませんが、メディアを介して私たちのもとにその情報が届いた時には、すでに不審者=怪しい人となってしまっています。野田事件が起こった当時から考えると、インターネットの普及などにより、より早く、より簡単に情報を得ることができるようになりました。しかし、私たち情報を受け取る側の意識(情報の真偽を疑う等)はどのように変わってきているのかは疑問に残るところです。

情報が錯綜する情報化社会の中で生きている私たちは、ただ情報を鵜呑みにするのではなく、情報の真偽を見抜く目を持つようとする努力や、自分なりにその情報の背後にある意図を読み取ろうとする努力が求められるのではないのでしょうか。

もし私たち一人一人が、マスメディアの情報をそのまま受け取るのではなく、立ち止まって考えてみる努力を惜しまなければ、野田事件のような事件を防ぐことができるかもしれません。

このように野田事件は、私に、流れに身を任せて生きていく恐さなるものを教えてくれたように思うのです。

## 「偏見」について

私が青山さんと関わるようになり、野田事件を知るきっかけとなったのは、2002年の春、解放の家という作業所の花見でした。愉快地話している青山さんを見てると、突然、先輩から「野田事件って知ってる？」と「キャンディキャンディの赤いカバン探してます」という表紙のパンフレットを渡されたのです。

正直それまで自分自身、野田事件という事件を聞いたことさえありませんでした。ましてや冤罪事件だと言われている事件なんて少し中学校の授業の中で聞いたことがある程度でしかなく、自分の身近な人には全く関係のないこととしか思っていませんでした。

いや、今思えばそのような認識だから衝撃を受けたのではなく、社会的に殺人犯と言われている人間が目の前にいることに衝撃を受けたのかもしれない。今では過去に殺人や凶悪な事件を起こしてはいるが、それらにはなんらかの背景があり、それらの過去の事だけでその人を判断したくない。その人自身を見る目を養いたいと思います。確かに今でも多少身構えたり、恐怖を感じたりすることはあるかもしれませんが、けれども、その当時の自分はただただ怖いというイメージしかなかったのでしょうか。それが例え先輩から「青山さんは無実で、これは冤罪なんだっ！」と言われようが、私の中では「司法が間違った判断を下すわけがないし、警察もそれなりの捜査をして、十分な証拠があった上で逮捕しているに違いない」という根拠のない司法・警察に対する信頼・確信があったのです。いや、自分だけではなく多くの人がそのように思っているのではないのでしょうか？

しかし、この野田事件を知るにつれて、私の根拠のない信頼・確信を揺るがすもの、司法・警察に対する不信感をもたせるものが挙げていけばきりがないほど数多くあがってくるのでした。

このようなことは司法・警察に限ったことではなく、私たちが日々触れているメディアに関しても同じように「根拠のない信頼」ということが言えると思います。そして、そのメディアも野田事件において青山さんを犯人に仕立て上げるのに多大な影響をもたらしたということは否めません。事件直後から「地域住民のうわさ⇄警察の偏見に満ちた捜査⇄メディアの報道」と、この3つが相乗効果をもちつつ「青山さん=犯人」をつくり上げていっているように思えてなりません。その中でも、メディアのもつ影響力というものは計り知れないものだと思うのです。最初は小さなうわさであった「青山さんが怪しい」という情報を、メディアが報道することによって偏った情報を不特定多数の人々へ一方的に伝え広めるとともに、また人々に確信を与えてしまいました。実際、新聞において青山さんのみならず、青山さんの家族に対する根拠のない誹謗中傷

フィルム片を忍び込ませたのではないでしょう。そして、午後の取調べの際に、ねつ造したことを隠すかのように、カメラの準備までして、青山さん自身の手で定期入れを開けさせ、ネーム片がそこから出てくる様子をあえて連続写真に収めたのです。

信じられないような話ではありますが、こう考えれば、このネーム片発見過程は理解できます。さらに言えば、ネーム片部分に何が書いてあったかを確認するために、警察が被害者の母親に書かせてみた可能性は大きいと思われず。そうして書かせたものか、あるいはその母親の筆跡をまねて捜査官が書いたものかは分かりませんが、その部分を切り取って青山さんの定期入れに忍び込ませた可能性は大いにあるのです。実は、これまでの多くの冤罪事件においても、このように、警察の犯人逮捕への過度の「熱意」と「正義感」によって、決定的な証拠がねつ造されているのです。このねつ造のストーリーを、「警察がそこまでやるわけがない」と言ってしまうわけにはいかないのです。

しかし、この証拠ねつ造を立証することは、並大抵のことではありません。密室の中で行われた証拠工作

を証明するには、事件の翌々日に発見されたカバンと現在裁判所に証拠として保管されているカバンが違うものだと示さなければならぬのです。

これまで私たちは、事件現場に残されていた被害者のカバンがキャンディキャンディの海賊版であり、現在保管されているカバンは正規品であると考えていました。そして、それを証明するために、キャンディキャンディのカバン探しを多くの人に訴え、いくつかのカバンを手に入れることができました。残念ながら海賊版のカバンは見つかっていませんが、集まった正規品のカバンを見比べてみると、ボタンの種類や位置、キャンディキャンディのプリントの位置が微妙に異なっているのです。キャンディキャンディのカバンは当時大人気で、いくつかの工場で大量に作られた可能性があります。工場の違いによって、あるいは人の手による作業から生じる誤差によって、部分的に違いが出てくる可能性は十分にあります。

現在、私たちは海賊版と正規版の違いという視点だけでなく、正規版のカバンの個体差というところにも注目し、二つのカバンの異同鑑定を進めているところです。

# 野田事件は終わらない……

なんでこんなことになっちゃったんだろ

何もしてないのに、怒られる

誰のことを言ってるんだろ

なんのはなしをしているんだろ

ボクは知らないのに、誰も教えてくれない

ねえ、誰かおしえてよ

なんでこんなことになっちゃったの



## 事件に巻き込まれる障害者たち

ある弁護士さんから、当番弁護士で連絡を受けて警察署に行ってみると、そこにはコミュニケーションもままならない障害者（知的障害者だったという）が被疑者として逮捕されていた、という話を聞いたことがあります。

取調べに当たっていた警察官から「その人の取調べはもう終わった」と言われ、そして供述調書を見せられたそうです。その供述が、コミュニケーションをほとんど取れない人のものとは全く思えないほど、流暢で完璧な自白調書になっていたのです。弁護士さんは不可解に思い、「どうやってこんな調書を作れたのですか」と警察官を問い詰めると、「いやあ、苦労しましたよ。このお兄ちゃん、なかなかしゃべってくれないしね」と警察官は平然と答えたそうです。わずかながらの言葉、そしてコミュニケーションが成り立っているかどうかも分からないような相手からどうやってこんな流暢な自白調書ができたのか、どう考えても警察官の作話でしかないと言う弁護士さん。結局その人

は、窃盗を繰り返していたというお店の人の証言などから、起訴されてしまい、執行猶予付きの有罪判決を受けたそうです。

この弁護士さんもおっしゃっていましたが、これは氷山の一角でしかなく、このように障害者が事件に巻き込まれるという事は珍しいことではありません。それも、時には殺人事件のような重大な事件に巻き込まれてしまいます。そして、被害者、目撃者、そして野田事件のように被疑者・被告人と、障害者はさまざまに事件にさまざまに巻き込まれているのです。障害者が被害者として巻き込まれた事件として有名なものが、テレビドラマのもとにもなった茨城県の「水戸アカス事件」や滋賀県の「サン・グループ事件」です。これらの事件では、障害者は雇用主から日々暴力を受けていたり、年金を着服されたり、就労環境の改善に使うための助成金を横領されたりしていました。また、このように大きく新聞に取り上げられるような事件で

なくとも、悪徳商法などでターゲットにされ、被害者となるケースも多いようです。

では、目撃者、あるいは青山さんのように被疑者・被告人として事件に巻き込まれた二つのケースを具体的に見ていきましょう。

### 重要参考人―連れ出し現場を見たと言われた障害児

ここで取り上げるのは、ご存知の方も多い甲山事件です。

少し長くなりますが、甲山事件の概要を見てみましょう。この甲山事件は、一九七四年三月、兵庫県西宮市にあった知的障害児施設甲山学園で、二人の園生M子ちゃん（一二歳）とSくん（一一歳）が続いて行方不明になり、その後、学園内の浄化槽から溺死体となって発見されたことに始まります。発見された時、浄化槽のマンホールのふたは閉まっていました。二人の捜索に加わっていた警察は、状況からただちに殺人事件と断定し、翌朝には捜査本部を設置しました。殺人事件というからには、当然犯人がいるはずです。学園内に外部から誰かが侵入した形跡はなく、警察は早々に内部犯行説を取り、捜査を進めます。職員を取り調

べる中で、警察は一人目の園児が行方不明になった時に宿直勤務をしていた山田悦子さんに疑惑の目を向け始めます。

そして、入園している知的障害児たちに事情聴取したところ、約半月後の四月四日に一一歳（当時）のAさんから、「Sくんが行方不明になった夜」自分の部屋で布団に入って寝ていたら、山田先生が部屋で遊んでいたSくんを呼び出して、女子棟廊下を非常口の方に歩いて行った」という目撃供述が出てくるのです。この供述によって、山田さんは四月七日に逮捕されてしまいます。しかし、この目撃供述には何の裏づけもありませんでした。

その後、このあやふやな目撃証言だけで、他に明確な物証もなく「嫌疑不十分」で山田さんは釈放されま

す。しかし、山田さんが犯人であると思いついていたS君の遺族などが検察審査会に申し立てました。審査会は「不起訴不相当」の決定を出し、ふたたび捜査は始まり、山田さんは逮捕されてしまいます。ただ捜査といっても元園児たちへの再事情聴取です。そして事情聴取を重ねる中で、元園児のBくんが一九七七年五月になり、「山田先生がSくんを連れ出すのを見た」と

いう供述を始めます。ただ彼は、第一次捜査の段階では何ら有力な情報もたらしていなかったのに、三年が過ぎてから重要な情報を話し出したのです。そして、AさんやBくんその他にも三人の園児が同じような供述を始めるのです。しかし、これらはそれぞれが三〜四年間にわたり二〇回以上の事情聴取を受け、長い時とともに供述の中から矛盾がなくなり、次第にまとまっていたものでした。当初の事情聴取では山田さんが連れ出したなどという供述は一切見られなかったにもかかわらず、徐々に「山田さん＝犯人」という目撃供述がより詳細に出来上がっていくのでした。それは、捜査側が描いた山田さんが犯人であるというストーリーに元園児たちが引き込まれていくように見えます。

それは、法廷でも明らかでした。元園児たちは検察官の主尋問にはおおむね同じ証言をしました。しかし、反対尋問になると、主尋問ではすらすらと答えていたことすら証言できず、「分からない」「知らない」という答えばかりになってしまいました。これは、主尋問では事前に練習を繰り返して、それを再現しているだけであり、決して彼らの体験に基づいた証言ではなかったことを示しているのです。

しかし、検察はこれら園児の目撃証言を補強するため、精神科医と心理学者の鑑定を用意します。その鑑定によると、園児たちは知的障害者だから、供述の内容が変わっても仕方なく、また警察から教えられたことを言っているわけでもなく、そして作り話もできないのだから、園児たちの供述は本当なんだというわけです。

しかし、この鑑定は園児たちそれぞれの特性や多様性を目を向けていませんでした。それどころか、ただ単に「知的障害」という大きな枠組みを作ることによって、膨大な調書から検察の都合のいいように元園児

**山田元保母三たび無罪**

甲山事件、第2次控訴審判決

検察、上告困難に  
動機に事実誤認と批判



1999年9月29日付け  
毎日新聞より

たちの証言を切り取ることを可能にしようとしたのです。そこには、社会に蔓延する知的障害者への偏見を利用し、自分たちの都合のいいように切り取った元園児たちの証言を裁判官に信用させようとする検察の姿勢が見え隠れしています。

そもそもこの甲山事件は、事件ではなく事故だったのかも知れません。なにかの拍子にマンホールに落ちて亡くなった二人の園児。彼らの死が第一の悲劇だとすれば、山田さんの冤罪は第二の悲劇。そして、元園児たちが検察の都合のいいように自らの言葉を変えられてしまい、事件の渦中へと巻き込まれたのは第三の悲劇なのかも知れません。

#### 被疑者・被告人―強盗犯人にされた障害者

ここで取り上げるのは、二〇〇四年に栃木県宇都宮市で起こった強盗事件で知的障害者を誤起訴したとして有名になった、いわゆる宇都宮事件についてです。

宇都宮東署は洋菓子店とスーパーから計約一四万円を奪ったとして、宇都宮市内に住むCさんを逮捕、起訴しました。実は、Cさんは二〇〇四年八月に二人の女子中学生の首をつかんだとして暴行容疑で逮捕され

ていました。その後、洋菓子店やスーパーで従業員に包丁を突きつけるなどして現金一四万円を奪った強盗犯の似顔絵とCさんが似ていたことから、Cさんを追及した結果、二件の強盗を認め、九月、一〇月に再逮捕されているのです。そして、Cさんは三件の事件について起訴され、それぞれ犯行事実を認めていました。しかし、いよいよ裁判も終わろうとしていた二〇〇四年一二月の判決公判で、Cさんは突如強盗事件について無実だと主張し始めます。判決言い渡しは延期されました。

年が明けた二〇〇五年一月に、スーパーの駐車場から主婦を車で連れまわし現金を奪ったとして逮捕監禁・強盗の容疑でDさんが捕まりました。すると、Dさんは問題となっていた先の強盗の二件についても自白をしたのです。その後、警察は事件の際に使われた目出し帽や包丁を押収し、現場に残されていた足跡とも完全に一致したことから、問題の二件の強盗はDさんの犯行と断定したのでした。これを受けて検察は、Cさんの強盗罪について無罪論告することとなったのです。

Cさんは、中学卒業後は福祉サービスを使わず祖母

と二人で暮らしていました。しかし、祖母が亡くなった後、精神病院に入院させられ、一四年間病院内で過ごしました。そして、五〇歳で退院し、月八万円の障害基礎年金でアパートで一人暮らしを始めました。ようやく取り戻した自由な生活でしたが、暴力団関係者

に年金を奪われていた時期もあり、空き缶拾いで生計を立てていました。

Cさんは、人の名前や地名、場所などを覚えるのが苦手で、数字が正確に書けず、計算も苦手で金勘定は難しかったようです。

では、どうして警察や検察はCさんを強盗犯だとしたのでしょうか。

警察や検察が言うには、Cさんの自白を過信してしまったからだそうです。被害者の目撃情報とCさんの人相が似ていたから追及したら、Cさんが自発的に

### 「捜査の問題性象徴」

#### 当局の無理解に憤り 取り調べ録画など要求



性起捕・高野 宇頭

先入観を持って取り調べ

幹部は報告うのみ

2006年3月2日付け(上)、同年4月21日付け(下) 下野新聞より

性起捕・高野 宇頭

先入観を持って取り調べ

幹部は報告うのみ

2006年3月2日付け(上)、同年4月21日付け(下) 下野新聞より

2006年3月2日付け(上)、  
同年4月21日付け(下)  
下野新聞より

強盗犯の目撃情報とCさんの人相が似ていたから追及したら、Cさんが自発的に

警察や検察が言うには、Cさんの自白を過信してしまったからだそうです。被害者の目撃情報とCさんの人相が似ていたから追及したら、Cさんが自発的に

(任意に) 供述し始め、その後被害者の供述とも一致していたということです。

しかし、本当にそうでしょうか。当初Cさんは強盗事件について否認をしたそうです。しかし、しばらくすると犯行を認め、犯行の様子を供述し始めたのです。ただ、供述し始めたのはいいけれども、Cさんの供述があまりにも被害者の供述と合致しなかったのです。困った警察は、被害者の供述調書をもとに尋問を始めました。例えば、

刑事 「帽子はどういう形なんだ」

Cさん 「……」

刑事 「毛糸でできているんじゃないのか？」

Cさん 「うん」

刑事 「かぶると前が見えないだろう」

Cさん 「うん」

刑事 「穴は開いていたのか」

Cさん 「うん」

というふうな尋問が続いて行くのです。警察が被害者の調書をもとに尋問し、Cさんが「うん」と答えて進んでいく取調べ。こんな取調べでも、Cさんと取調官のやりとりを紡ぎ上げれば、被害者の調書ときちんと

整合する立派な調書になったのです。

Cさんと警察は知らない仲ではありませんでした。Cさんはこの逮捕以前に、自転車盗などで二〇回くらい、この宇都宮東署の警官に「お世話」になっているのです。さらに警察は、Cさん宅から包丁などを押収していますが事件とは関係のないものでしかなく、また被害者にCさんが犯人であったかどうかの特定もさせていませんでした。Cさんの暮らしぶりやその知的障害について知っていた警察は、Cさんが供述する不自然な犯行の様子を聴取しても、「Cならそうなるよな」と疑いもせず、また裏づけ捜査もせず、「Cさん＝強盗犯」という構図を固めてしまったのです。

「Cならやりかねない」という思い込み、十分にコミユニケーションも取れないまま、「Cならこんな自分で十分だ」と突っ走ってしまった捜査の姿勢が、このよきな誤起訴を生んでしまったのではないのでしょうか。

## 障害者と司法

野田事件の第一審と第二審では合計して約五〇回の公判廷が開かれました。そこでは被告人である青山さんに対する質問も数多く行われました。公判での発言内容を記録した書類からは、聞かれたことに一生懸命答えようとしている青山さんの緊張した様子がうかがえます。

しかし公判の中で話すことが自分にどのような影響を及ぼすのかを青山さんは分っていなかったと思います。そこでは事件当時の日常生活や殺人事件の犯行内容について様々な質問がされましたが、答えられないことも多くありました。答えている内容も、警察での取調べの過程で覚えた犯行ストーリーを繰り返しているだけのようにも思われます。逮捕時に警察で聞かれたのと同じことを、なぜまた聞かれて答えなければならぬのかを理解していたとは思えません。何より公判廷で自分の前の席に座っている裁判官たちと左右に座っている検察官、弁護士それぞれの役割の違いも

理解していなかったと思います。そのような公判での青山さんの様子から考えると、やはり「訴訟能力はない」ということだったのかと思ったりします。

前にも述べましたが、青山さんは逮捕後、起訴前精神鑑定をされています。そのなかで鑑定人は「弁護人との意思疎通にも支障は大きいと思われるが、被疑者が従来示したところからも自らの利害を考えての行動がある。それゆえ有能な弁護士がつくならば訴訟の進行が不能であり、被疑者が著しい不利な立場に立つとも考えられないので、訴訟能力が完全に喪失しているとも断定できない」と述べていました。

起訴をして、裁判で有罪にしたい検察の依頼による鑑定ですから、結論は訴訟能力ありになっていますが、それにしては苦しい内容です。

「有能な弁護士がつけば、訴訟能力のない被疑者を助けて訴訟は行っていけるが、その弁護人と被疑者の意思疎通は困難である」言い換えればそう読むこともで

きます。

当時の青山さんの場合「訴訟能力はない」と考えるのが自然だったかもしれません。しかし、「訴訟能力がないから、公判の停止を求める」という考えには異論がありました。この事件では第一審が開始される前から、青山さんが犯人として逮捕されたことに疑問を抱いて、裁判の進行に注目していた人が大勢いました。その人たちの中から、「訴訟能力がないということ、裁判が行われなければ、青山さんが犯人でなかった場合、そのことを明らかにする場がなくなってしまう」という意見が出てきました。当時は青山さん自身は冤罪の主張をしていたわけではないのですが、青山さんを犯人とする証拠には疑問点や不可思議な点が多数あったのです。青山さんの無実を証明するには、裁判をやって、その中で無罪判決を取るしかない、多くの人が考えていました。

青山さんが犯人とされた事件は、小学校一年生の女の子が無惨な姿で殺された非常に残忍なものでした。事件の起こった地域ではマスコミの取材者が大勢訪れ、新聞やテレビで毎日事件の内容と捜査の進展が報道されました。そして、誰が犯人かという噂も流れ、やが

て青山さんが怪しい、恐らく犯人だろうとその地域の多くの人が考えている中での逮捕でした。逮捕された時には、「やっぱりそうか」という感じだったと思います。だから青山さんの住んでいた地域では、青山さんが逮捕された時点で事件は終わっています。裁判の結果を待つまでもなく、犯人は青山さんということが確定したのです。そのような人たちに青山さんが犯人ではないということも分かってもらうには、やはり裁判での無罪判決が必要なのです。

#### 障害者本人が理解できる裁判を

裁判は、青山さんの訴訟能力についての判断を保留したまま進んでいったのですが、前述したように青山さんが自分の置かれている状況を分かっている点はおきざりにされていました。この事件での青山さんのように、訴訟能力はないかもしれないが、冤罪の可能性の強い事件の被告人の場合には、何らかの配慮のもとに裁判を受けることができる制度的な保障が必要です。知らない人とのコミュニケーションがうまくとれない人が裁判を受ける場合には、その人をよく知っている人が、弁護士とは別に補佐人的な立場で公

判に関わっていくことが簡単にできれば、公判廷での供述の時に、検察官や弁護士の内容を分かりやすく伝えたり、逆に本人の言いたいことを伝達する通訳者のような役割を果たすことができます。

青山さんは一審の公判では、ほとんどの場合は、警察での取調べ時に作られた犯行ストーリーを認める供述をしていながら、ごくまれに犯人であることを否定する供述をするという状態でした。非常に不可解なことで、大問題のはずです。しかし裁判官は、青山さんは知的障害者だから、そのせいで理解不能なことを言う場合もあるだろうと考え、問題にしませんままさせてしまったのだと思います。

一審の一四回公判で、青山さんは「本当は僕、殺したんじゃないよ、本当は、話せば、」と言ったのですが、その時には裁判長が、青山さんに「『本当は僕、殺したんじゃない』というのですか」と確認し、青山さんが「うん、本当は」と答えています。青山さんの否認の言葉は、その場ではそれ以上吟味されなのまま終わってしまいます。

しかし、この発言は公判廷での被告人の言葉ですから、さすがにそのままにはしておけないと考えたので

しよう。第二〇回公判で、裁判官の一人が青山さんに確認しました。

「前に法廷で裁判長から尋ねられて、本当はよく殺していませんだと言ったことがあったでしょう。覚えていませんか」。青山さんは「はい」と答えます。裁判官は確認します。「それは、どうしてですか。君の今までの証言を聞いてみると、正（青山さん）がたまたま屋の子（被害者）にいたずらして殺したんじゃないかと思われただけでも、正は前に本当は僕は殺してい

**裁判官が市民誘導の恐れ**  
裁判員制度 模擬評議で浮上

証人は見たと言っている。たまたまと考えるのが自然

影響あった。指摘を放置

「司法への国民参加」を謳って2009年5月までに始まる裁判員制度。公判前整理手続き、模擬裁判などの準備が進む中で、取調べの可視化、証拠開示、弁護人の接見交通権、早期保釈の実現など、被疑者・被告人の権利を守るための課題が噴出している。

2007年4月10日付け朝日新聞より

ないと言ったけれども、それはどうしてそういうふう  
に言ったんですか」。これに対する青山さんの答えは  
「……分からない」でした。

裁判官のこの疑問は当然だと思えます。第一四回公  
判で、「本当は僕、殺したんじゃない」と否認の発  
言をしながら、その後の公判では相変わらず警察での  
取調べで作られた犯行ストーリーを認める供述を続け  
てきている青山さんだったからです。そんな青山さん  
の公判での供述に疑問をもった裁判官の質問でしたが、  
かなり時間が経過した過去の出来事について、その時  
の行動の理由を問われてそれに答えるというのは、青  
山さんにとってはかなり苦手なことでした。こんな時に、  
青山さんとコミュニケーションをうまくとれる人間が  
補佐人としてついていれば、また違った答えを引き出  
せたかもしれないと思うのです。

このように突然否認することがあっても、ほとんど  
犯行を認める供述を続けて行くのは、青山さんの中で  
犯行ストーリーがそれほど強固に根付いていたからだ  
と思います。逮捕時に警察で作りに上げられた犯行スト  
ーリーは、青山さんの中で確固とした「事実」になっ  
てしまっています。この犯行ストーリーは随所に理解

不能なところがあり、真犯人の供述であったと仮定し  
ても、この犯行ストーリーは虚偽だろうと思われるよ  
うなものです。

#### 取調べの可視化

この事件では取調べ状況を録音したテープが証拠と  
して提出されています。青山さんに知的障害があるの  
で、取調べの任意性を問題にされないために録音して、  
証拠提出されたのだと思います。録音テープは全部で  
一八本、時間にして二二時間ほどでした。取調べ全体  
の時間から考えれば、恐らく数分の一にすぎない量で  
すし、しかも都合の悪いところはカットしたり編集さ  
れたことが明らかになっています。

取調べの可視化の必要性については、かなり以前か  
ら指摘されていますが、この事件でも、部分的な録音  
や編集したテープではなく、取調べの様子を全て録音  
したものが証拠提出されていれば、なぜ奇妙な犯行ス  
トーリーを青山さんが自分の行為だと思いつくようにな  
ったのが分かっただけかもしれません。

取調べ状況を録音するなどの「捜査の可視化」につ  
いては、国会でも取り上げられています。83ページ以

下で紹介している宇都宮事件に関してです。その事件では、自白以外の証拠がないのに知的障害のある男性を逮捕・起訴し、後に真犯人が判明して、誤認逮捕・誤認起訴だったことが明らかになりました。そのことにふれて、取調べ状況の録音・録画の必要性が質問されました。これに対する警察庁や法務省の幹部の答弁内容は消極的なものでした。

しかし二〇〇九年五月までには裁判員制度がスタートします。今までのように裁判官にまかせたままではすまなくなりそうです。私たち自身が犯罪の内容を検討して、無罪か有罪かを決めなければならなくなるのです。裁判員に選ばれた人たちは、日常の仕事などを中断して参加しなければならぬのですから、時間的な制約があります。それなのに、警察による被疑者の取調べ状況を疑いの目で検討しなければならぬとしたら、時間がいくらあっても足りません。ですから、警察による取調べの全てをビデオなどで録画することを義務化することが最低限必要です。そうすれば、とりあえず自白の任意性・信用性の争いは激減すると思いますし、そのことに時間をかけなくてすむはずだと思います。

私たちは今、再審請求書を提出する準備をしています。再審請求が難しいのは、他の多くの冤罪事件の再審請求の状況から想像できます。しかし仮に再審請求が認められて、公判が開かれるようになったなら、その再審公判では青山さん自身がそこで行われることの意味を十分理解して、公判廷に立てるようにならなければならぬと思っています。

## 「おかしい」が「おかしい」とならないおかしさ

森 泰輔 (市民の会事務局)

物証の「おかしさ」は別のところで触られるでしょうから、私はそのおかしな「物証」がなぜ裁判で「おかしい」とならないのかを考えてみます。

裁判の中で本来行われるべきは、その被告人が「犯人」なのかどうかということ客観的に見極めることにあります。例えば、いくら自白で「やった」と言っても、それを証明する「証拠」がなければ「犯人」とは断定できません。

よく考えてみてください。

その自白が「拷問」や「誘導」によるものだったら？ 容疑者が誰かをかばうための作り話だったら？ などなど…。

よく考えてみてください。

私たちも日常生活の中で「思い違い」だったり、「忘れて」いたり、時には「ウソ」をつくことだって…。

そもそも自白は裁判の中で「最重要」なものではないはずなんです。

が、しかし!!

野田事件の場合は「自白偏重」に陥っています。そして、その自白と「物証」が矛盾していても「自白を覆すほどではないから通し!」という感じで、さして問題にされませんでした。

ただ、問題の「カバン」とその「ネーム片」に関してはそうはいかなかったようです。

カバン発見過程に関しては、『何者かが後日そこに投棄したのではないかとの疑いさえも、生じないわけではない』が『納得できないほどの不信はない』(なんじゃそりゃ!?) と言い、押収した定期入れの中を見なかったのは『信じ難い感がある事は否定しえない』(だったら否定しろよ!!) と言い、押収してから10日間も定期入れの中を調べなかったのも『迂闊といえば迂闊であるが、ありえないことではない』(そしたら弁護側の言ってることも「ありえないことではない」というレベルで認めてくれよ!!) などなど、裁判官でさえ「おかしいなあ」と思っていることがたくさんあります。

が、しかし!!

裁判官はそれ以上踏み込まず「有罪判決」を出してしまうのであります…。

ここまで書いてきて、今さらながらに思います。青山さんが「されてきたこと」のひどさを。青山さんが知的「障害」者じゃなかったら、こんなことになっていたでしょうか(なっていたかもしれないほど日本の裁判はひどいという話もあります)…。自白、物証…いろんな説明できないことが、知的「障害」者だから多少の不合理的は仕方がないとなっているように思います。

私自身も日常生活の中でそうなっていることがあるかもなあ、と問い返す日々です。

(「 」内の言葉は控訴審の判決文より引用)

おわりに

千葉県野田市郊外の田園地帯で一人の少女が下校途中に行方不明になり、その日の夜に無惨な死体で発見されてから、既に二八年が経過しました。この事件を当時のテレビや新聞で見聞きした人も、事件は既に記憶のはるか彼方に追いやられてしまっていることでしょう。一部の関係者を除けば、そんな事件があったことすら忘れさせるのに、二八年という時間は充分過ぎるものかも知れません。その頃生まれの人がもう親になっても不思議はないのですから、それは仕方のないことだと言えるでしょう。

その二八年前の野田事件にずっとこだわり続けてきた理由をたくさんの人に知ってほしいという思いで、今回、新たに本を出版することになりました。前回、再審の闘いを視野に入れて『反撃開始』というパンフレットを出したのが一九九五年ですから、それから一二年が経過したことになります。その間私たちは、野田事件再審弁護団と協力しながら、再審請求の準備を進めてきました。

ずいぶん長い時間をかけて準備を進めてきたのには、いくつかの理由があります。九三年の上告棄却によって有罪が確定した青山さんは、その翌年には刑期を満了して出所し地域で暮らし始めました。死刑事件のように、死刑執行を阻止するために急いで再審請求を出さねばならないという切羽詰まった状況ではなかったのです。ですから、青山さんの再審開始―無罪判決を手に入れることができるだけの材料を集めることを第一の課題として作業を積み重ねてきました。そのために、予想以上の時間とお金がかかることになりました。さらに知的障害のある青山さんとの意思疎通や共闘のあり方をめぐっても暗中模索が続きました。主体性とは何か、共に生きるとは何かといった基本的なことから、彼のその時々々の言葉をどう理解するかといった具体的なことまで、問題は多岐にわたりました。今で

も、それら全てにすっきりとした回答を得たとは言えませんが、私たちは青山さんと一緒に、一つひとつ丁寧に取り組んできたつもりです。

もちろんその間、青山さんは少女殺しの犯人という無実の罪を背負って生きねばなりません。いくら話好きで陽気な青山さんと言っても、その事実は時として重く彼にのしかかり、彼を打ちのめします。ですから、ただ時間をかければいいということでは決してありません。再審請求の材料がほぼそろいつつある今、いよいよ請求が具体的な日程にのぼろうとしています。その時期に合わせて、私たちは本を出版することにしました。

今、裁判員制度の導入を柱に、刑事司法の改革が急ピッチで進められています。そしていろいろな問題をはらみながらも、障害者の福祉制度の整備・拡充が進んでいます。二八年前に比べたら、青山さんと野田事件を取り囲む環境は大きく変わってきたと言っているでしょう。しかしそれを、単純に「改善」と言い切ってしまうような事情もまた存在します。

新証拠を過去の全証拠の中に置き直して総合評価し、「疑わしきは被告人の利益に」という大原則を再審にも適用した白鳥決定（一九七五年）以来、死刑囚の再審無罪が続き、日本でも一人ひとりの人権を優先して誤判から救済する道が広がるだろうと期待されました。しかしその流れは長くは続かず、今また白鳥決定以前の判断手法が復活し、定着してきているのではないかと思われる司法判断が続いています。また障害者の福祉をめぐるも、「措置から選択へ」「施設から地域へ」というかけ声とともに取り入れられた制度が、国の財政難を理由により安上がりなシステムに編成し直されようとしています。司法と福祉という限られた領域を見ただけでも、日本経済全体が行き詰まっているという危機意識を背景にして、社会防衛的、弱肉強食的な流れが強まっていると思えてなりません。

青山正さんという一人の男性の冤罪をはらし、彼が奪われたものの一部でも取り戻したいというの

が、私たちが野田事件にこだわり続ける動機であり、この本を編むことの意味であるのはもちろんです。しかしそれだけではなく、このような社会の流れに対して、一人ひとりの人権という視点からきちんと向き合い、その流れを変えたいという強い思いもあります。四半世紀前の事件には違いありませんが、事件と青山さんが差し出している問題は、とても現在のなものだと言えます。できるだけたくさんの人たちに、中でもこれからの社会のあり方を考えようとしている若い人たちに、この本が届くことを願います。

二〇〇七年一月

青山正さんを救援する関西市民の会

## ■ 野田事件年表 ■

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 1979年 | 9月11日  | 野田事件発生   |
|       | 9月12日  | マスコミの差別キャンペーン始まる<br>警察が連日「内偵」と称して逮捕まで青山さん宅に上がり込む   |
|       | 9月29日  | 青山さん逮捕される<br>その後から、救援連絡センターと全障連関東ブロックを中心とした救援活動開始  |
|       | 12月15日 | 青山さん起訴される  |
| 1980年 | 1月28日  | 第一審公判開始  |
| 1982年 | 11月    | 関東で正式に青山正さん救援会発足                                   |
| 1986年 | 12月22日 | 第43回公判で青山さん全面否認に転じる                                |
| 1987年 | 1月26日  | 第一審判決「懲役12年」<br>裁判所は青山さんの「本当は殺したんじゃねえもの」の声を全く無視    |
|       | 6月29日  | 控訴趣意書提出  |
|       | 9月     | 青山正さんを救援する関西市民の会発足                                 |
| 1988年 | 8月31日  | 控訴審第1回公判。東京高裁裁判長が車いす障害者と介護者を引き離そうとしたため紛糾、公判は延期に    |
|       | 9月26日  | 控訴審開始  |
| 1989年 | 1月28日  | 公判期日延期要請書提出<br>控訴審がスピード審理で終わろうとしていたために、公判期日の延期を要請  |
|       | 2月 1日  | 弁護団総辞任届け提出<br>公判期日延期要請書を東京高裁が拒否したため、今一度裁判をやり直させる意図 |
|       | 2月 6日  | 弁護団総辞任   |
|       | 9月 6日  | 第二審判決「控訴棄却」  |
| 1990年 | 3月30日  | 上告趣意書提出  |
|       | 10月31日 | 上告趣意補充書提出<br>ネーム片発見の経過におけるカバンのすりかえの可能性を指摘          |
| 1992年 | 3月16日  | 上告趣意再補充書提出<br>写真鑑定を中心にカバンのすりかえの事実を主張               |
| 1993年 | 12月20日 | 最高裁「上告棄却」有罪判決確定                                    |
| 1994年 | 8月14日  | 青山さん刑期満了で出所  |
| 1995年 | 1月 9日  | 青山さん大阪へ来る  |
|       | 2月     | 東大阪市の知的障害者授産施設「パンジー」に通い始める                         |
| 2002年 | 1月 6日  | 青山さんは弁護団と救援会の会議の席で、「さいばん、マル」と両手で大きな丸を作り、再審請求の意思を示す |

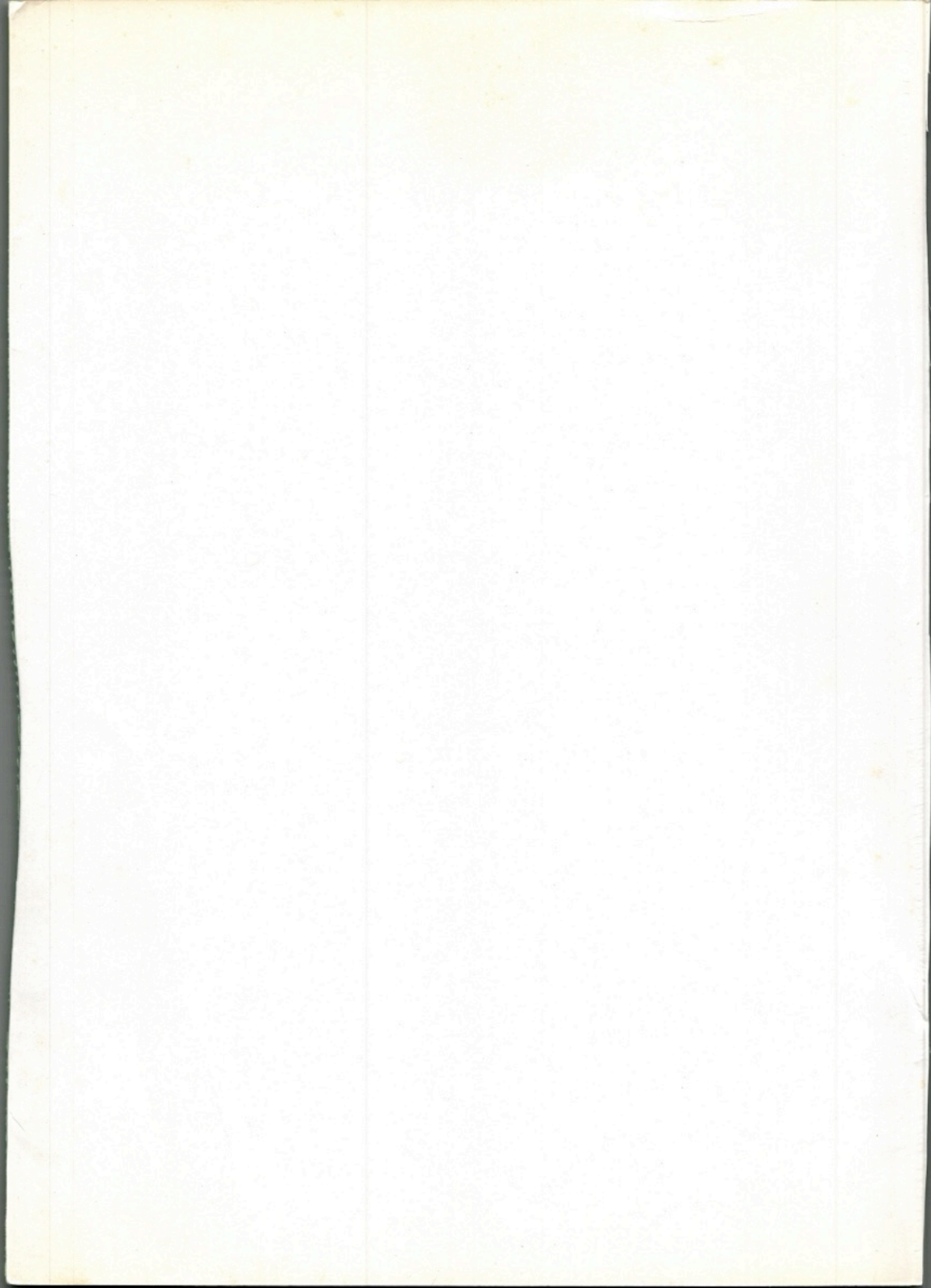
## さいばん、マル

野田事件・青山正さんの再審無罪を求めて

2007年11月18日 初版発行

- 編集** 青山正さんを救援する関西市民の会  
〒533-0033 大阪市東淀川区東中島4-1-15  
障害者問題資料センターりぼん社気付  
URL <http://homepage2.nifty.com/nodajiken/>
- 編集協力** 青山正さん救援会  
〒105-0004 東京都港区新橋2-8-16石田ビル  
救援連絡センター気付  
TEL 03-3591-1301 FAX 03-3591-3583
- 発行** 障害者問題資料センターりぼん社  
〒533-0033 大阪市東淀川区東中島4-1-15  
TEL 06-6323-5523 FAX 06-6323-4456
- 装丁** 西村 吉彦
- 印刷** 株NPCコーポレーション

落丁本、乱丁本はお取り替えいたします。  
定価はカバーに表示してあります。



障害者問題資料センターりぼん社  
本体800円+税

